

冷泉為和相伝の切紙ならびに 古今和歌集藤沢相伝について

川平ひとし

要 旨

冷泉為和から時宗の遊行第二十五代上人・仏天に相伝されたと目される古今集切紙伝授の資料と、それに関連する資料（主として東京大学史料編纂所蔵正親町家本）を検討する。あわせて、右を撰取して藤沢を中心とする時宗の文学的状況のもとで——増補・改編されながら——流传していたと見られる『古今和歌集藤沢相伝』を検討する。両資料の相互関係を解きほぐし、〈切紙〉伝授という中世における古典の解釈と享受、その中における一系譜——冷泉家から時宗へ——の位置・意義を考えるよすがとする。後に、右の二種の本文を翻刻する。

はじめに——承前

前稿⁽¹⁾で採り上げた清浄光寺蔵『題会之庭訓并和歌会次第』は、冷泉為和と時宗の人々との交渉を伝えると共に、室町後期における歌道家・上冷泉家の当主としての為和の認識や立場、そして藤沢の時宗の人々の和歌に対する関心の様を照らし出す資料であった。今回検討を加える資料二種のうち前者は、古今集解釈にかかわる秘説を録した二十余通の切紙類で、その主たる部分は冷泉為和が時宗の和歌好士とりわけ二十五代遊行上人・仏天に相伝したものであるという注目すべき新知見をもたらす資料(後掲資料I)である。一方、後者の書(同資料II)は特に目新しいものではない。既に初雁文庫本の解題⁽²⁾や井上宗雄⁽³⁾によって明らかにされている通り、今のところ伝本二本の存在する此の書は、冷泉家説に基づく古今集の秘説を記した一連の切紙の集成であり、その内容は天正十九年(一五九一)、遊行三十三代上人・他阿から同門の其阿なる人物⁽⁴⁾に授与されたものである。

両資料を見較べると直ちに察知される通り、資料IIは資料Iをそっくり吸収し、なお一部取捨や増補を施したかのような様相を呈している。後段で示すように、資料Iの実体と性格をやや詳らかに知りうるのに応じて、自ずと資料IIもまた、為和のしたためた冷泉家秘説が室町後期、時宗の圏域においてどのように受容され継承されたかを伝えるテキストとして、その意義を次第に顕わにするものと思う。

前稿で瞥見した資料が〈題〉〈会〉に関する知識・規範・作法の展開

史という和歌史における問題領域の一つに繋がっていたとすれば、このたびの、同じく冷泉為和の関与したことを確かめうる資料は、古今集を始めとする古典の解釈を〈切紙〉の形式で授受するという、中世の、それも中世の或る時期以降に顕著となる和歌的・文学的事象の広がりとして、その中における一派流——冷泉家から時宗へ——の位置・意義を考えるよすがになると思われる。本稿では右の両資料の本文紹介を主な目的とし、併せて先々為されるべき記載内容の細読に備えて、その資料性につき幾分かの註記を付しておきたいと思う。

両資料の概要を辿ってみよう。

一 正親町家本『冷泉家切紙』

1 署名・宛名

資料Iは東京大学史料編纂所蔵正親町家本(正親町家本 一二二一一・一〇二三)である。「冷泉家切紙」の名で一括されており、中は二三通から成る。江戸中期あるいは末期写か。今のところ他に伝本を聞かない。二三通は大きく二つのグループに分かれると見てよい。すなわち第一のグループは「冷泉家十五通」と記された包紙に包まれ、更に「冷泉家切紙」と上書きのある封筒に収められた一五通(現蔵函架番号の小番号一〇一五)で、いずれも縦一八糎余の一紙ないしは数紙を継いだ切紙(用紙楮紙)である。これらは本来一揃いのものであったと見られ、体裁・用紙・筆蹟などの形態や内容・性格において異なる面を含んでいる残り八通(同上小番号一六〇二三、後述)の第二グループとは区別されるであろう

(以下各切紙に①～⑥の番号を付す。数字は右記の小番号のそれと対応する)。

なお右の第一グループを収める封筒や包紙には、「正親町蔵」の朱印の他、同封筒裏の下部封じ目に花押が見られる。この花押の主は誰であるかをも含め、本資料が正親町家蔵本中に加えられるに至った経路や事情など、惣じて流伝にかかわる問題の詳細については未詳の点が少なくない。のちほど、現在知りうるところのみを記すことにして、ここではまず対象の輪郭を押えておくことにしよう。

さて第一グループの一五通で注目されるのは、

(1) 各通の末尾に為和の署名が花押——先記の如く本資料は江戸期の写本であり為和の自筆本などではないゆえ、この花押も似せ書きである——と共に署されていること

(2) 各通とも、切紙の宛先は時宗の人々であったことを伝える宛名を持っていること

の二点である。無論、秘匿を旨とする〈切紙〉であってみれば、これらの記載はあるいは偽作(擬作)されたものではないか、と直ぐさま疑うこともできよう。しかし、前稿で知りえた為和と藤沢の時衆との和歌をめぐる一筋の紐帯や、以下で参照する当該テキスト自体の種々相から判断すると、(1)(2)の信憑性は高く、むしろこれを前提として以下の検討を進めることは許されるものと思う。

(2)の宛名は細かく見ると三通りある。うち二つは、

遊御同宿中 (三通)

御同宿中 (六通)

の形式である。室町期の書札礼類によれば、「御同宿中」は時宗の人々に宛てる際の脇付語であること、それは前稿で記した通りである。右の二様の脇付は、これらの切紙が時宗の和歌好士に書き与えられたことを示すものに他なるまい。最も注意すべきなのは、残る一様の六通に、文字遣いに少異あるものの、大よそ

藤澤、

廿五代倍相傳之

の如く記されていることである。少くとも右の形式を持つ六通は、為和から藤沢の第二十五代遊行上人・仏天へ相伝されたものであると認めてよいであろう。また先の「御同宿中」も遊行上人その人に宛てる際の脇付である可能性を含んでいることをも考慮すれば、結局資料Ⅰの第一グループ一五通は主として為和と仏天との間で授受されたと考えられる。

その上、切紙授受の行なわれた時期と状況を少しだけ絞りうる点も重要である。すなわち「廿五代上人」云々の記載と共に一紙の上に「権大納言為和」という署名を併せ持つ切紙(後掲⑤)に基づいて絞ると——当該切紙の場合に限って言えば——その時期は為和が権大納言に任ぜられた天文一〇年(一五四一)一〇月二六日以降、下限は為和の没する天文一八年七月一〇日となる(公卿補任。為和は権大納言に任ぜられたのち一月三日に辞退しており、その期間は短い。右の期間ののちのことであったとすれば、署名は正確には「前権大納言」とあることになるだろう)。一方、この当時の仏天は、『藤沢山過去帳』⁽⁵⁾に自ら「其年八月廿九日令廿六代相統而予因為独住之始也」と記しているように、「其年」すなわち享祿元年(一五二八)

に遊行上人位を二十六代空達に譲ったのち元龜二年（一五七二）まで続く長い独住の時期にあった。⁽⁶⁾ただし一通のみに依拠した推定なのだから、切紙授受の時期は呉々も右で絞った時期のみに限定できないし、また宛名の表示形式に少異あることを重視すれば、授受は一時になされたものでなく、その折と場はそれぞれ異っていたかも知れない。しかし為和の事蹟、ことに時衆との交渉の時期を考慮すると、当該の一連の切紙は、おおむね天文頃の所産と見て大過ないであろう。こうして、為和の家集から知ることのできる為和と伝天の交渉は、本資料によって更に新たな側面をつけ加えることになるのである。

以上の一五通と区別される第二グループの八通にも、為和の署名を見出しうる。⑳㉑がそれである。ただし㉒の宛名は

一蓮寺金師阿

とあり、時衆とのかかわりを伝えているものの「二十五代」の名は最早見えない。また㉓は宛名を持っていない。更に第二グループには、為和男の明融の署名を持つものや、署名・宛名ともに欠いているものも含まれており、第一グループに比して雑多であるという印象を拭い難い。而して両グループ相互の性格を見極めるためには、改めて全二三通を俯瞰してみるべきであろう。

2 排列・構成

二三通の切紙は、現状もそうであるように、本来別々に独立した紙片として存在していたはずであるが、原態はいかなるものだったのか。切

紙による相伝あるいは伝受という形式を考えると、これらの紙片は単に無作為に記されたまた寄せ集められたものではなく、自ずと相互関係や先後関係をめぐって、一定の秩序が存していたはずである。しかし流伝の間に当の秩序は見失われ易かったであろう。現に現存本の各紙に付されている函架番号の小番号は必ずしも整然とした秩序を浮かび上げさせておらず、既に原態は損われているように見える。

しかし原態を復元するための手懸りは対象そのものの中に含まれている。その抛り所となるのは、これら一連の切紙の標目を列記したと見られる⑰㉑の二通のリストである。うち⑰は最末項に「為和證文」とあって、為和自身の手になるものとは考えられないものの、これらの切紙が何がしか為和にかかわるものであることを示唆している点で重要であろう。一方㉑の末尾には先述の通り「為和」の署名が明記されている。改めて㉑の内容を読むと、同紙は「古今口傳切紙之事」という標目のもと、周知の古今集解釈をめぐる難義語についての説を一六の一つ書きの条々に略記したのち、「右ノ外」として、「一神詠傳」以下の秘伝の標目を列記している。そして最末に「合十五通」と記し「為和」の署名を付しているのである。而して右に云う「合十五通」の標目は⑰のリスト前半に列記されているものと——排列に少異あるもの——照応し、かつ先に記した第一グループの一五通のそれとほぼ完全に一致している。以上の諸事実を考え合わせると、㉑は、古今集説の「口傳」の条々と併せて、それらとは別の意味を持つ一五通の切紙の標目を為和自ら記し付けたリストであり、しかもそれは時宗の好士（主として二十五代伝天）に相伝

するに際してのもの——もしくはその折に何がしかかわるもの——であったと積極的に推断してよいのではなからうか。そうだとすれば、²³の後半に列記されている標目の並びは為和の認識の中にあつた一つの秩序を、言換えれば一五通の原態を反映するものに他なるまい。

そこで、依拠すべき²³の記載順に従って、一五通の構成を、現存本の番号と対応させて横に並べ記すと以下の如くである。(最上段に仮番号を付す)。

(1) (4)	一 神詠傳	四重有	四通也	④③⑧⑮
(5)	又一通有			⑪
(6)	一 合身口傳			⑫
(7)	一 三公傳			①
(8)	一 千般經傳			②
(9)	一 二字口傳	万葉		⑥
(10)	一 二字口傳	古今		⑤
(11)	一 四名傳			⑨
(12)	一 自性論			⑦
(13)	一 金札口傳			⑩
	右拾三通			
(14)	一 三鳥傳			⑬
(15)	一 三ヶ傳			⑭
	合十五通			

右記した標目と実際の切紙に見える標目・端裏書との間で、文字遣いに

少し出入りはあるものの、リストの記載と実体とは対応していると見て差支えない。これを原態と見做せば、下段に記した現存本の排列番号は、いかにも原態を損った無秩序なものになっていると言わねばなるまい。

それはともかく、もとより重要なのは原態そのものの在り方である。為和の認識に従えば——今やそう言ってよいであろう——一纏まりのものと捉えられる切紙にも区分があり、始めの十三通と残り二通とは分かれた、最初の「神詠傳」四通と続く一通は一連のものであるということになる。最末の残り二通とは謂わゆる三鳥・三木の伝であり、これらは一三通とは異質のものとする意識のもとで別立されていたことになる。

さて為和の作成したとおぼしきこのリストに、「第二グループ」を窺わせる記載は一切見えない。逆に言えば、為和による相伝・伝受にかかわる切紙類は直接には第一グループの一五通に限られていたのだと推測される。では第二グループとは何か。今、当該の八通の標目(端裏書による)を現存本の排列順のまま列挙してみよう。

- ⑬ 日域記
- ⑭ (標目なし。右で引いた「後人リスト」)
- ⑮ 古今口傳之目録
- ⑯ 古今三ヶ口傳
- ⑰ (標目なし。先引の通り、為和の署名と宛名あり)
- ⑱ 伊勢物語口傳切紙
- ⑲ 十八鉢
- ⑳ 古今口傳切紙之事(右で引いた「為和のリスト」)

ここで参照されるべきなのは⑰のリストである。既述の通り⑰は一五通の切紙の内訳と一致するリストを掲げているが、その後以下のように書き継いでいる（仮りに符号を付して引用する）。

外

- (イ) 古今三ヶ口傳
- (ロ) 古今口傳
- (ハ) 日域記 血脉有之
- (ニ) 文臺寸法
- (ホ) 為和證文

一五通に付属する文書（恐らく切紙）として「外」に「為和證文」を含む(イ)～(ホ)の五通もまた存在しているということを意味しているのであろう。現存本と照合すると、(イ)は⑱と、(ロ)は⑳もしくは㉓と、(ハ)は⑯と、(ホ)は為和署名のある㉒もしくは㉔とそれぞれ対応している。(ニ)に対応する切紙は差し当り二三通の中に見出せない（後述）。

このように検すると、「後人リスト」と見做しうる⑰は現存本の「第二グループ」の由来を推定させる有力な一紙ということになる。ただしこの⑰そして為和リストの㉒によってもなお確かめえない、残る一通は㉔である。㉔は天文年間後期における宗長・芳純らの動向を伝えており興味深いが、その最末に、当該資料は「藤沢山什」である旨を記した元禄一〇年（一六九七）の梅月堂宣阿のものと思われる書写奥書（本奥書）を持って持っている。㉔は江戸初期、時宗寺院に伝存していた資料であるようだが、自ずと私たちは、中世から近世に至る長い視野のもとで当該資料の流伝

史を捉えることを求められる。実際、のちに参照する資料は、それを強く示唆することになるだろう。

以上をとり纏めて言えば、資料Ⅰの二三通の実体は、為和から仏天を中心とする時宗の和歌好士に相伝された切紙一五通を中核として、それらに付属するか関連するかしていた切紙のつけ加わったものということになる。当該資料を貫いているのは——一部明徴を見出しにくいものもあるが——冷泉家、時衆、そして両者の繋がりとしよいう徴しよである。「第一グループ」には無論のこと、「第二グループ」にもまたこの徴しよは刻みつけられている。改めて確認すれば、上冷泉流の系譜を中心とする系図を載せている⑯、「為和」の名の見える⑰⑳㉑、明融署名のある⑲、そして用紙の端に「冷泉」の朱註記のある㉒㉓㉔はそれぞれ冷泉家ないしは冷泉家説と深く関連するものであることを色濃く映し出している。一方、㉒㉔に時衆とのかかわりが現れていることは右述した通りである。つづめて言えば、資料Ⅰは、為和から仏天へ、あるいは冷泉家から時衆へとこの脈流のもとで授受された古今集を中心とする和歌秘説とその周辺の資料であるということになる。当の「脈流」が存在したことを、為和や仏天の名と影の留められたテキストに基づいて措定しうることの意義は小さくない。而してこれらのテキストは或る展開を遂げながら、時宗の圏域の秘説として資料Ⅱの中に組入れられて行くのである。

二 「古今和歌集藤沢相伝」

1 仏天以後

冒頭に記した通り、資料Ⅱの伝本・書誌、資料的価値は既に先記の初雁文庫本解題・井上によって明示されている。簡略に言えば、第三十三代遊行上人・他阿（満悟）から同門の其阿に伝えられた切紙を集成した本資料は、中世後期、古今集にかかわる秘説を切紙によって相伝するという形式が広く時宗の文学圏にも浸透し、系譜として存在していたことを証するものとして貴重なのである。資料Ⅱの各項目の終りにその都度、

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

付属称念寺其阿

とほぼ同形式で記されている相伝奥書——右は第一項に見えるもの。

「付属」の語は他の項目では「授与」「相伝」「伝授」「付与」とも言換えられている——は本資料の意義を際やかに伝えている。

ところで資料Ⅰを介することによって、他阿から其阿へという時宗圏における相伝は、実は為和から仏天へという相伝を母胎としていることが明らかとなる。従って、問われるのは、仏天への相伝内容は以後、時宗圏でどのような過程を踏んで継承されたかである。資料Ⅰ・Ⅱを見合わせると、右の過程はまさに受容・摂取と展開の過程であったことを知りうる。しかしながら、資料Ⅰを知る以前の我々と同様に、後年の時宗圏においても、右の過程、そして当流における三十三代以来の相伝が旧く為和から二十五代上人への相伝に淵源を持つものであるということは

不明確になっていたようだ。こうした事情は資料Ⅱ末尾のやや長文の奥書の記載にも窺える。少し細かに読んでみよう。

同奥書は「右這古今和歌集藤沢相傳者」云々と、まず本書の時宗圏における伝称名（以下これによる）を告げたのち、本書の伝来を述べている。三十三代他阿上人の出自、遊行相統の事、そして本文中の相伝奥書に見える天正十九年は他阿の遊行相統後三年目に当ることを云ったあと、

宗門者古今傳授之家尤尊崇而可秘者也、

と時宗は「古今傳授之家」を重視して来たことを指摘している。続く言葉は、本書の信憑性に言及しており注意される。

雖然、切紙之内、遊行廿五代江從冷泉家相傳之旨有之、此義堪疑の如く、冷泉家から二十五代上人へ相伝されたという本文中の記載を「疑ふに堪ふ」と疑問視している。「子細者」として挙げられているその理由は、一つに、二十五代以前に既に宗門では「古今傳授之家」を長く尊んできていた点、もう一つは、十九代上人（尊皓）・十二代（尊観法親王）そしてそもそも祖師上人一遍・二祖上人他阿真教以来、代々和歌・連歌に深いかかわりのあった点である。そして結論的に本書に記されているところは、

本傳之外異書之傳歟

と、推測説をも提出している。すなわち依拠すべき正統的な伝以外の傍系の伝ではないかと疑問を呈しているのである。この奥書は初雁文庫本・天理本いずれにも見えており、早くより存したものと考えられる。また当該奥書は初雁本末尾の正徳四年（一七一四）奥書とも区別されるで

あろうから、右の如き存疑説は江戸初期かそれ以前に既に時宗圈内部(7)において行なわれていたものと推測される。ちなみに所収の各切紙の末尾に、為和の署名は一切見られない。また二十五代上人の名も、(先引奥書の記載の如く)本文中に一箇所「奉授与藤沢廿五代上人者也」——後掲〔11〕の切紙奥——の如く現れている他は(恐らくこの例は資料Ⅰの⑯の奥書と同じものを転載したことによって保存されたのであろう)、あらかた消えている。特に象徴的なのは、〔2〕の後半の血脈図に、

為和——明融——遊行卅三世——称念寺其阿

の如く、天正十九年段階の相伝すら図中に組入れられているのに対して、為和——二十五代仏天の経路は姿を消していることである。反面で、明融の位置は注目に価する。為和——明融——三十三代の経路が強調されているのである。ただし血脈図ではこのように位置づけられながらも、各切紙に明融の名は明示されていない。

これによる限り、資料Ⅱの切紙は直接には明融から三十三代上人へ相伝されたものと認める他ない。ここで思い合わされるのは前稿で見た『題会庭訓』『和歌会次第』(為和改編本)の例である。為和は自ら編した書を一度ならず書き置か、または写し与えたことを書誌的に確かめる。また明融とのかかわりで言えば、『題会庭訓』は本来為和から明融へ伝えられているが、一方で為和は明融を介在させることなく同内容の(しかし少異ある)テキストを時衆の許へも遣送している。その上、明融自身『題会庭訓』に手入れを施した書も伝存していること(島原松平文庫本「冷泉明融書」)は井上宗雄の指摘した如くである。

本資料の場合にも右と似たような複雑な成立事情が存在していたのかも知れない。あるいは見方を変えると、本資料の相伝経路や伝来をめぐって時宗圏において何がしかの整序化の作為が働いたことも想像される。ただしことさらな操作などとはかかわりなく、単に時間の腐触によって事実が埋没せしめられただけなのかも知れない。為和——仏天の相伝は、為和没を目安とすれば天文一八年以前のことであった。それから資料Ⅱの切紙相伝の行なわれた天正一九年まで、四二年もの、過去の事情を忘れさせるに足る歳月が経過していることを考える必要もあろう。なお徴証を要するであろうから、今は事の子細についての即断や臆測を控えよう。ともあれ資料Ⅱにおいて、嘗て在った為和と冷泉家説、そして為和——仏天の紐帯は、仏天自身の名の消滅と共にやや影を潜めることとなったのである。それは同時に時宗圏における仏天以後の——明融も介在した——新たな展開を意味するものに他ならない。言うまでもなく当の展開の様を捉えることが課題となるであろう。そのために、対象の輪郭を捉えるべく資料Ⅱの構成を資料Ⅰのそれと対照しながら一覽しておこう。

2 展開

上段に資料Ⅱの排列・構成を、切紙の通し番号と標目によって掲げ、下段に対応する資料Ⅰの小番号を記すと、次の通りである(最下段に、先に原態を伝えるものと推定した「為和リスト」の排列仮番号を註記する)。

〔1〕 古今和歌集乾口傳之目録等条々略記之 ⑱

[2]	古今和歌集口傳血脉	⑩	
[3]	万葉二字口傳	⑥	(9)
[4]	古今二字相傳	ナシ	
[5]	二字口傳事	⑤	(10)
[6]	三鳥大事	* (13)	* (14)
[7]	古今三ヶ大事之内	⑭	15
[8]	古今集三ヶ大事	⑭の第一項を別立	(15)
[9]	自性論口傳	⑦	(12)
[10]	合身口傳	⑫	(6)
[11]	神詠大事	⑮	(4)
[12]	八雲神詠事	⑪	(5)
[13]	三人ノ翁哥傳	ナシ	
[14]	金札口傳	⑩	(13)
[15]	三才傳	ナシ	
[16]	古今和哥集三箇口傳	⑰	
[17]	神詠大事	③	(2)
[18]	長哥短歌口傳	ナシ	
[19]	誹諧相傳	ナシ	

資料Ⅰから資料Ⅱへという流れをひとまず想定した上で、右に見られる排列・構成上の出入りを、記載内容の差異と併せて観察すると、次のような幾つかの相を抽出しうる。

(a) 取捨

資料Ⅰの基幹部分一五通のうち本書にも見えるのは(9)(10)(15)(12)(6)(4)(5)(13)(2)の九通。これらの他に一五通以外の(18)(16)(19)の三通が加わり、資料Ⅰ全二三通のうち一二通は資料Ⅱにはほぼ原形のまま挿入されている。無論、幾つかの切紙は漏れ落ちていことになる。

(b) 組換え

[7][8]の例のように、本来一通であった⑭の第一項——この場合は三木伝のうち「おかたまの木ノ事」——のみ分けられ、都合二通の切紙へと組換えられている。(a)によって本来の排列構成は一旦壊れることになるが、(b)の面が加わることにより元の秩序を支えていたものもまた不可避的に変容することになる。たとえば「為和リスト」において「神詠傳」の一群として認識されていたと考えられる④③⑧⑮そして⑩は、本書においては、④⑧を欠き、③は[17]へ、⑮は[11]、⑩は[12]へと組入れられている。ことに「初重」「二重」「三重」「四重」の緊密な繋りは「三重」を欠落させたまま「初重・二重」と「四重」に切離され分置される。これらを一連のものとする思惟形態を繋ぎ留めていたもの(後述)が解体していると言ってもよい。

(c) 増加

資料Ⅰに見られないものが増加していることは特に注意される。[4][13][15][18][19]はそれらの例であり、[16]は末尾部分に増補が加えられている例である。その他*印を付した[6]は標目のみ重なるものの内容はほとんど別途の伝と言ってよい程に文辞の違いを生じている例である。

以上のように資料Ⅰは忠実に踏襲されると同時に、一方で或る変貌を遂げているのである。⁽⁸⁾まさしく仏天以後、テキストそのものに展開のあったことを窺いうるのであるが、では、この展開はそもそも為和の手によるものか、または明融段階でのものか、それとも時衆のもとでの操作にかかわるのだろうか。ただし今、問いとそれに対する答えを性急に求めるべきではあるまい。なぜなら先述の通り、資料Ⅱの成立事情にはなお即断しえない点が含まれているばかりでなく、(a)(b)(c)の三つの相で整理した通り、資料Ⅰの実体と、ⅠからⅡへという単一の脈流のみをもつては、資料Ⅱ全体の性格を到底説明し尽せないからである。

ところがここに、如上の疑問点の一部を氷解せしめもし、また両テキストの位置をめぐる問題に光を投げかけると共に、Ⅰ・Ⅱを支えるより一層広い地盤が存在していたことを伝える——言換えれば我々に、より広い展望を要請する——ところの資料がⅠ・Ⅱと同じ正親町家本の中に伝存している。

三 寄せ集められた切紙

「傳授物書付」という書名で整理されている注目すべき此の資料(正親町家本三・二五)は縦二八・一厘の二紙を継いだ一通の書付けで、内題等は無く直ちに、切紙とおぼしいものの標目のみを、一つ書きに次のように列記している(頭に仮りの記号を付し、下部に、それぞれに対応する資料Ⅰ・資料Ⅱの通し番号を示す)。

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|---|
| (a) | 一二条家傳受書 二十通但十七十八十九無之 | | |
| | 目錄外ニ有之 | | |
| | 右一包 | | |
| (b) | 一 冷泉家切紙 十五通 | | ① |
| (c) | 一 日域記 | | ② |
| (d) | 一 古今三ヶ口傳 | | ③ |
| (e) | 一 文臺寸法 | | ④ |
| (f) | 一 冷泉家誓紙 | | ⑤ |
| (g) | 一 古今口傳目錄 | 右一包 | ⑥ |
| (h) | 一 古今血脉次第 冷泉 | | ⑦ |
| (i) | 一 古今内傳 | | ⑧ |
| (j) | 一 常縁相傳 二条家 | | ⑨ |
| (k) | 一 古今切紙 | | ⑩ |
| (l) | 一 古今傳授之作法 冷泉 | | ⑪ |
| (m) | 一 いせ物語切帋 五ヶ 一枚 冷泉 | | ⑫ |
| (n) | 一 古今口傳切紙 一通 | | ⑬ |
| (o) | 一 十八躰 一通 | | ⑭ |
| | (半行分程空白) | | |
| (p) | 一 灌頂傳授作法 | | ⑮ |
| (q) | 一 三人翁 | | ⑯ |
| (r) | 一 長哥短哥傳 | | ⑰ |

(s) 一 誹諧傳

(半行分程空白)

〔紙継〕

〔19〕

付されている)

(t) 一 古今傳受許狀 二通 藤沢上人

右藤沢相傳分

(u) 一 宗祇相傳

(v) 一 惟足傳 八雲神詠

(w) 一 八雲別傳

右宗栄の傳候

(x) 一 一卷 阿野殿傳

古今三ヶ三鳥 いせ物語切紙

元禄十年六月日

宣阿(花押)

(y) 一 八雲神詠并

三神三聖口訣 一卷

惟足流也

右傳書梅月軒宣阿所相傳也、依

所望一覽書写、秘函底猥不可

開見、不可口外、為子孫誠之

寛政十年春

前亜槐公明

(注) (c) (g)にかけて、また(i) (l)にかけて、一つ書きの頭にそれぞれ弧線が

中に、先に検討した切紙の標目と符合するものを見出しうる。下段に註したように、資料Iの全てを(⑩は「後人リスト」であるゆえ切紙としての実質を備えていないから省けば)確認しうる。また資料IIの、資料Iに見えないゆえに抛り所の不明であった切紙もあらかた照らし合わせることができ(なお残るものについては後述)。では此の目録様の書付は何なのか。先の検討と併せて、ここに記載された諸項とその排列、註記をして奥書を勘案すると、此の書付を次の三つの段階を追って捉えるのが適わしいであろう。

[A] 藤沢における切紙の累積

[B] 梅月堂宣阿によって相伝・採録された切紙

[C] 正親町公明による整理

奥書に云う通り、宣阿の相伝したところを所望、一覽して写し置いたのは正親町公明である。寛政十年(一七九八)、公明は前権大納言正二位であり記載に矛盾は無い。現存正親家本の関連する切紙類を書写し、資料I「冷泉家切紙」に見える、上書き、緘封などの整理を施したのは実は主として此の公明ではなかったかと推察される。

問題は、公明が宣阿の「所相傳也」として披見し写し置いた「傳書」の中味、すなわち[B]の内実である。先の切紙一覽から知られる通り、宣阿は幾つもの系譜から巾広く相伝を受け、切紙を入手している。それらのテキストの幾つかは実際に正親町家本中の資料により確認しうる。た

たとえば(v)(w)(y)は、『八雲秘訣』(正親町家本二二・一〇九・一〜四)所収四通の中の三通の内容と

・八雲神詠大事吉川惟足傳 (v)と対応。

天和三年の惟足の本奥書あり。

古今相傳之内

・八雲神詠 三神三聖傳 (y)と対応。

宣阿の次の加証奥書あり。

右自吉田卜部兼里傳授阿野宰相實頭卿之所也、自阿野公緒朝臣

御相傳之所如此、可秘々々

元禄十一年七月朔日 梅月堂 宣阿筆(花押)

・唯一神道八雲別傳 (w)と対応。

奥書なし。むしろ先の一覧の側から、宗栄伝来の切紙であること
を推定しうる。

の如く重なり合っているはずである。宣阿は同時代の神道家、堂上歌人
らから秘説を撰取し、また(u)のように旧来の二条家流のものとみられる
(実体は未確認)秘説と並べて自己の知識の体系中に織り込んであるので
ある。

さてもっとも注目されるのは、「右藤澤相傳分」——解し方によって、
藤沢の時衆において相伝されていたものの意、もしくは藤沢の地におい
て自ら相伝しえたものの意、藤沢の時衆から己れが相伝したものの意な
ど、細かく異なるであろう——と註記された直前に掲げられている(t)で
ある。先程の(v)(w)(y)と同様に、恐らく(t)に直接相当するのは『哥道傳書』

(正親町家本二二・一〇七・一〜六)六通の第一通・第三通に見える次の二
通の資料であろう。

(第一通)

古今集灌頂切紙自冷泉家為和卿

遊行廿五代傳受之條々代々之相傳

無差違所也、今度貴丈遠方下向、依為望

感其信心無殘授与之者也、可秘々々

南無阿弥陀佛

元禄十_丑年五月十八日 遊行五_{朱印(朱)}九世尊遵

梅月堂 宣阿比丘

(第三通)

古今集灌頂切紙二条家一流從

堯惠法師相傳當山代々傳受來

者也、今度貴老遠境下向、依為懇望

相傳之趣授与之、可秘々々南無阿弥陀佛

元禄十_丁年五月廿二日 遊行四十五_{朱印(朱)}世他阿

梅月堂 宣阿比丘

遊行四十五代上人他阿はすなわち尊遵であり、⁽¹⁰⁾兩通の授与者は同一と
見てよい。宣阿にとって本状は、遊行上人から親しく与えられた権威あ
る加証であったに違いないが、⁽¹¹⁾我々にとっては、藤沢にかかわる切紙の

実体、すなわち先記した[A]を支える柱を明らかにしうる点で重要である。この両通は次の諸点を示唆するであろう。

1 冷泉為和の切紙は「古今集灌頂切紙」の名のもとに位置づけられていること。

2 冷泉家説の切紙相伝は時衆にあつては、為和から二十五代上人への相伝に発していると明らかに理解されていること。

3 二条家系堯恵流の切紙相伝もまた、冷泉流のそれと対等の価値を持つものとして位置づけられていること。

4 これらの切紙を遊行上人の系譜のもとで「代々之相傳無差違所」と云い「當山代々傳受來者」であるとする遊行上人自身の認識が語られていること。

このような性格を持つ両通の記載を介在させ、また抛り所として、改めて先掲の切紙一覧を読み返せば、[A]の藤沢における古今伝受切紙の内実は、「一包」に一括された二条家流に根差す堯恵流の切紙群(a)と、(b)から(g)を中心とする冷泉流の切紙群とを主要な柱としていたことを知りうる。そして藤沢にはなお、(h)以下(t)までの数々の切紙も伝存していた。而して右二流の周辺にあるこれらの切紙の内容を検すると、右記した冷泉流の一群とかかわる冷泉流系の切紙、(j)の如き二条家流のそれ、そして明らかに堯恵流に属する切紙の、ことに毘沙門堂藏本の本文と重なる(q)(r)(s)の一群から成っている。こうして[A]の内容を辿ると、藤沢において諸流の切紙が言わば吹き寄せられるように累積し、かつ遊行上人を主軸として相伝されていたことを窺いうるのである。

眼を転ずると、正親町家本の中に、時衆のもとに累積された切紙の様を如実に伝える切紙そのものを確認できる。すなわち堯恵流の先記(a)の「二条家傳受書」に相当するのは『二條家切帋』一六通(正親町家本二二・一二六・一〇一六)であり、諸流の混在する状況を反映しているテキストは(r)(q)(p)(l)(j)(i)(h)(e)をそっくり包含している——他に(k)に対応すると目される一通がある。(後述)——『永祿切帋』一〇通(同一三・一三二・一〇一〇)である。ちなみに両者とも、体裁等から資料Iの「冷泉家切帋」などと等しく正親町公明の手を経ているものと推察される。

さて右の『二條家切帋』の全体の内容を示す目録(古今相傳目錄堯恵)の奥には、

以上二十二箇条

右和哥二条家一流玄底

一滴モ無残所令授

如件

延徳四年壬子十月廿六日

法印堯恵(花押)

とあり、古今集延五記とともに堯恵から藤原憲輔へ伝授された切紙の奥に見える年記と一致するのは注目される。また右の文辞は、明応七年正月十一日、堯恵から鳥居小路経厚へ伝授された切紙の伝授終了の証状(新井榮蔵紹介になる曼殊院藏古今伝授資料のうち)⁽¹³⁾に見える文辞とも一部通い合うものを含んでいる。それでいて切紙の内容構成は、既知の堯恵流切紙と同一ではなく、独自性を有している。その流伝経路は明らかにさ

れねばならないが、この類の堯恵流切紙は、先引の遊行上人から宣阿へ授与された証状に見られる如く、早くより藤沢における切紙の富として、遊行上人自身によって認知されていたのである。

『永祿切帋』の端々にもまた[A]の状況は伝えられている。たとえば一〇通のうち三通の奥に、「永祿切帋」と名づけられた理由にも通ずる、

永祿庚午五月日

永祿庚午五月日相傳

の年記が見える。永祿庚午は同一三年。此の年四月二三日に元龜へ改元されているから、「五月日」は改元の事実を踏まえずに記されたのであろうか。藤沢における切紙の授受を物語っているのではないかとも想像される。これらの奥書は(q)(r)(s)に、すなわち資料Ⅱに揃って吸収されることになる切紙の奥に見られる。

また(p)に対応すると推定される切紙奥の

天正一二年九月八日 藤澤遊行卅一世朱印

遊行三十二代奉傳授畢

のように、明らかに遊行上人たちの中で切紙の授受がなされていたことを伝えるものもある。資料Ⅱに記されている三十三代以前の、近接する時期の事蹟であり注意される。さらに、今挙げた資料Ⅱにおける三十三代満悟から其阿への相伝の日付と完全に一致する

天正十九年雪月十六日

の年記まで存する。⁽¹⁴⁾右は「古今集切帋 異説多シ」と端裏書のある、諸流間の古今集秘説の相異点を簡略に書き記した切紙であるが、日付のあ

り様から判断して、三十三代満悟の記したものと推定しうる。そうだとすれば、時宗の好士の立場で、遊行上人みずから諸説の確認作業を行なったものとも見られ、興味は尽きない。このように、参照した諸資料はいずれも藤沢に蓄積された諸流の切紙の内実と、それらが継承・展開されて行く様を伝えている。

さて、述べたような状況を背景に置くと、小稿で採り上げた資料Ⅰ・資料Ⅱの姿と位置を幾分か見定めようように思われる。とり纏めて言えば、資料Ⅰの二三通とは、為和から仏天へ伝えられた切紙を中核とし、関連して時宗圏に、他の諸流の説と共に伝えられていた冷泉家説を言わば取り合わせるように含めた一群の切紙と見做しうる。一方、右の資料Ⅰを取捨、組換え、増加せしめた資料Ⅱの場合、その基となったのは無論、資料Ⅰの母胎である冷泉流の切紙であるが、これに主として堯恵流の説——これも既に時宗圏に蓄積されていた——を挿入し、更に常縁・宗祇らの所伝の説をも採録して成ったものであると見られる。三十三代満悟から其阿へ伝えられ、更に先に読んだ長文の識語も添えられて成った資料Ⅱは、時宗の圏域の裾野において、眺めてきたような状況のもとで出来上ったテキストであったということになる。当の識語に見られた、冷泉流の由来を疑うという観点も、既に相当の厚みと広がりをもって浸透していた時宗圏における切紙の富を背景としてはじめて語られえたのだと言ふべきかも知れない。

四 課題のためのあとがき

恐らく重要なのは、これらの切紙の一通ごとに語られている思惟の内容と形態、中世後期の思惟のあり方、それを支えている環境を具体的に読み取り、位置づけることであろう。そのための私の用意は甚だ乏しいが、いま心覚えに、テキスト上の事実にかかわる次元に即して、問題の糸口となりうる一二の点について略記しておきたい。

(1) 資料Ⅰのうち、「為和リスト」に真先に掲出されている「神詠傳四重有四通也 又一通有」という一連の切紙は為和自身、独自に著録したのではない。周知の卜部兼俱の手を経た由の奥書をもつ切紙の秘説——定家から兼直へ「伝授」したものであるという「定家」の加証をもつ。伝本は、小稿で採り上げた正親町家本の先掲『八雲秘訣』や、初雁文庫本『歌の秘書』(二二・一八六)にも収められている(註(2)参照)——を援用・吸収、あるいはむしろ全く転用して、末尾の体裁を整えたものに過ぎない。ここでも兼俱説や吉田神道説の巾広い影響を見ることができ(15)る。

(2) 資料Ⅰ「第二グループ」の②「伊勢物語口傳切紙」は、端裏書に「五枚冷泉」とあり、また本文中にも

春日野ノ若紫ノスリコロモ

草ノ上ニヲキタリケル露

月ヤアラヌ

御神ケケヤウ

右近馬場ノヒヲリノ日ノ事

の五項目を記している。端裏書の記載通り、本来五枚在った切紙を一紙に纏めて写し取ったかと思われる。ところで五項目のうち冒頭の項のみを記した切紙様の一紙は今日、遊行寺の宝蔵中に伝存している(16)。ただし京都大学附属図書館蔵谷村文庫本『連歌伝授切紙』(谷村文庫・四一・二四レ一・一四猪)には「月ヤアラヌ」の項を欠くものと同じ切紙を、「師説」を録した猪苗代兼載の説として載せ、兼載・兼純・宗悦・正益の伝来をも奥書に記している(17)。「春日野ノ若紫ノスリコロモ」項について言えば、「伊勢物語口伝切紙」という端書のもとに記す点、正親町家本・遊行寺本・谷村本すべて共通している。遊行寺本・谷村本は末尾に「可秘」とあって、これを欠く正親町家本と異なるが、他は同文と認めてよい。遊行寺本・谷村本は「若紫」の端裏書においても一致している。こうした本文状況を踏まえると、当然ながら為和の、この切紙のテキストを得た経路が問われるであろう。「師説如此」とする兼載の認定に依拠すれば、当該切紙は伝来の説であり、為和の用いた説はそれらとどのように関連していたのだろうか。

(3) 資料Ⅰ②の一紙は「歌道」入門に関する「為和證文」と見ることができる。被授与者の師阿は、たとえば『一蓮寺過去帳』(18)によっても、同名多いゆえ特定し難い。「歌道」における門弟や入門という意識がこのような證文の形態をとって現れていることは——冷泉家現蔵の歌道入門誓紙の類(19)に應ずるものでもあり——注意される。なお右は為和最晩年の事蹟であるが、同じ天文十六年頃の時期、甲州への往還のあったことは

為和家集から知られる。また一蓮寺の懇望により為和は古今集を写し与えている事実（現存本は遊行寺蔵）を勘案すると、為和の時宗との交渉の中で、古今集のテキスト自体の授受や切紙の伝授、そしてここに見る證文などがどのように交錯し、また連関していたか、なお検討を要するであらう。

(4) 資料Iの「後人リスト」に名のみ見えて実体の定かでない「文臺寸法」そのものを、『永禄切紙』の中に見出しうることは先述した。この種の歌会等の作法の細部にかかわる知識が古今伝授切紙の類と共存していることの意味はよく考えられるべきだろう。これも為和と時宗との間で取り交された切紙と見做した上で言えば、前稿で検討した『題会庭訓』『和歌会次第』などの一書にしたためられたテキストを補完するものとして、この種の切紙が「口伝」の類とも區別されて授受されていたことを知りうる。

右の諸点はほんの断片と言うべきだろう。私たちは今眼にしているテキストとしての〈切紙〉を、時代の文脈の中で読解するという課題の一端に触れえたと過ぎない。

このように検してみると、事はおのずと、為和の認識の問題や、室町後期における諸流の中の冷泉家説の独自性如何の問題に続いて行くはずである。直ちに問われるのは『玉伝深秘卷』との密接な関係や、溯って為和の蔵書目録とされる「私所持和歌草子目録」所掲の諸書との関連如何であろう。⁽²¹⁾採り上げた資料は、為和の依拠したテキスト類の実態とそれ

らの流伝史を尋ねるといふ課題を提起するのである。同時に為和がかかりを持った時宗の圏域、ことに、中世、諸所に点在していた文学的・文化的な場としての寺社の一つである藤沢の相貌もまた問題となるに違いない。小稿では、それらを捉えるための素材となるテキストの実体とその位置の概略について考えてみた。

〈註〉

- (1) 川平「清浄光寺蔵冷泉為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について」(本誌23 一九九〇・三)。
- (2) 国文学研究資料館編『初雁文庫主要書目解題付初雁文庫目録』(一九八一 明治書院)。
- (3) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』(一九七二 明治書院 一九八七 改訂新版) 補注篇860—861、877—878頁参照。井上の所説は以下同書による。
- (4) 『藤澤山過去帳』遊行三十二代他阿のつづきに「其阿弥陀佛 慶長元丙申 九月十八日越後称念寺」とある。橋俊道「藤澤山過去帳」について(『藤沢市史研究』14 一九八〇・一二)と付載の翻刻参照。
- (5) (4) 参照。
- (6) 「時宗血脈相続之次第」。大橋俊雄『時宗の成立と展開』(一九七三 吉川弘文館)所収による。大橋俊雄「遊行二十五代仏天について」(『藤沢市史研究』20 一九八七・三)参照。
- (7) 識語筆者は時宗の門徒もしくはそれに近い立場で書いていると見てよい。
- (8) なお現存本には数箇所、後人による——何時の、誰によるものか定かでない——「私考」が初雁本では貼紙によって、天理本では細字書入れにより加えられている。
- (9) 筆蹟・花押による。ただし認定に疑問を残している。御教示を乞う。
- (10) 『藤澤山過去帳』に見える「南無阿弥陀佛 遊行 五九世佗阿尊遺記之」参照。(4)による。
- (11) 当該の折にかかわる宣阿伝の問題はしばらく措く。ただし参照したテキ

ストに現れている宣阿の事跡のみを時を追って並べると次のようになる。

元禄一〇年五月一八日 尊蓮より冷泉流の切紙を受ける。

同年五月二〇日 藤沢にて「十八躰」を書写。

同年五月二二日 尊蓮より堯惠流の切紙を受ける。

同年六月日 「阿野殿傳」を受ける。

同一年七月朔日 阿野公緒より実頭経由の吉田兼里説を相伝する。

(12) 新井栄蔵「影印 毘沙門堂藏良恩親王附屬古今伝授切紙 一種」〔叙説〕一

九八〇・一〇〇〕参照。

(13) 新井栄蔵「資料紹介 桜町天皇勅封
曼殊院藏 古今伝授 一箱——曼殊院本古今伝授

関係資料七十三種をめぐって——」〔国語国文〕四五—七 一九七六・七〕参照。

(14) 先の天正一二年奥書とともに、「永禄」以後の年記を持つことに注意し

たい。

(15) 新井栄蔵「古今伝授の再検討——宗祇流・堯惠流の三木伝を中心として

——」〔文学〕一九七七・九〕参照。

(16) 藤沢市史編さん委員会編『藤沢市史』7 文化遺産・民俗編（一九八〇

藤沢市役所）参照。

(17) 本書は一包に八枚あり。うち一通は別内容のもの。残る七通は「若紫」

の項を除き同一の切紙各二通ずつあり。なお伝本は先掲の正親町家本『哥道

傳書』六通の中にもあり。同本も「月ヤアラヌ」を欠く。

(18) 高野修「一蓮寺過去帳」〔藤沢市史研究〕16 一九八三・二〕参照。

(19) 『しくれてい』19 一九八六・一二、井上（3）参照。

(20) 前述の一蓮寺とのかかわり（天文一三年の事蹟）の他、文禄二年九月三

十三代他阿が二十五代筆嘉禄本古今集を准后兼孝へ奉ったという事蹟を考へ合

わせたい。国語国文学研究史大成『古今集 新古今集』「研究史年表」（一九六

〇三省堂 増補版一九七七）、井上宗雄（3）682頁参照。

(21) 片桐洋一「玉伝深秘巻——解題と本文——」〔女子大文学 国文篇〕29

一九七八・三）、同『中世古今集注釈書解題』5（一九八六 赤尾照文堂）参

照。

△翻刻▽

翻刻に当っては、なるべく底本の形を保存した。特に資料Ⅰは行の移り

を元のままとした。ただし資料Ⅱの場合、底本において明確に改行の意識

の見られるところ以外は、元の形を崩して追いついた。漢字の新旧字体は

元のまま、哥・帀（資料Ⅰ袋表書きのみ）など一部の異体字とカタカナの子

を保存した。上記以外は左記のように通行字体に改めた。

亥↓事 ホ・等↓等 以↓頭 卯↓卯 灵↓靈 版↓帰

フ↓コト ノ↓シテ 尻↓トモ

適宜読点を付し、（ ）中に丁の移りと現状に関する若干の私勘を註した。

なお資料Ⅰの底本（書誌については註（2）参照）に脱字と見られる箇所

が存するが、資料Ⅱを見合わせる事によって、それらの字句の復元はほ

ぼ可能だと思ふ。資料Ⅱについては井上宗雄紹介の天理図書館蔵本との異

同（同本によって訂しうる場合が少くない）を、表記の違いや誤写による

ものと見られる類を無視し、異文のある場合のみ「」に包んで傍記した。

〈天理大
学附属天理図書館本翻刻第五三七号〉

翻刻と図版掲載ならびに校合本の使用を許可された東京大学史料編纂

所・国文学研究資料館・天理大学附属天理図書館の各機関に深謝申し上げ

る。

資料Ⅰ 冷泉家切紙

（底本 東京大学史料編纂所蔵正親町家本

（正親町家本 一一・一一一・一一一—一二三）

冷泉家切帀（袋表）

（花押）（袋裏、下部綴目に花押あり）

冷泉家十五通（包紙上書き）

①

三公傳(端裏書)

三公傳

ミタリノ翁ノ事、古今ノ灌頂之

大事ナリ、此實ヲカクサントテ、

或ハ諸兄、家持、イ説猿丸又行平、如此内黒主ト云ヘリ、

實ニハソレニハアラス、住吉大神明ヲ

身尼翁ミクリノヲキナト云也、此ニ一ノ儀アリ、一ニハ

ミタリト云ハ此神ハ武道ニカシコク、歌ニ

タヘナリ、文道ニ達セリ、ヨリテミタリノ

ヲキナト云ヘリ、又ハ新羅、百濟ヲ

ウチシタカヘタマイシトキ、身ノタリタルユヘニ

高麗ノ八石巖ト云所ニ身足ミクリノカミ神ト

云名、石ノ上ニ顯タリシヨリ、ミタリノ翁ト云也、

二ニハ住吉大明神、人丸ト化シテ世ニ此道

ヲ廣ム、人丸化シテ業平ト成テ又此道ヲ

廣ム、仍三人一身ナル故ニ三人翁ト云リ、

是實ノ義也、信心ヲイタセハ利生ヲ

チトコロニアル也

右一子之外相傳之儀堅禁候、

然トモ只今應貴命候、不可有

他言候、穴賢之

為和

(花押)

遊

御同宿中

②

千般經口傳(端裏書)

千般經口傳

チハヤフルト云事、大方ハ注ニミヘタリ

諸神ニワタリ、一切ノ万物ニワタルコト

オホキナル秘事也、チト云ハ、アマタノ

義也、ハト云ハ般ノ字也、此字ヲハワタルト

ヨメリ、フルトハ經也、此字ハ万物ニワタリ

テ年へ、コウヲツム義也、サレハチハヤト云ハ千

般經トヨメル也、千万ニワタリ、フル義也、是

ヲチハヤノ秘事トス、穴賢之

為和

(花押)

御同宿中

③

二神詠大事(端裏書)

初重

逸妙ノ二字ノ大事者、云、八雲神

詠第五句ノ頭也、ソノト者、陰陽二

神ノ天浮橋ノ下ニテ詠ル、ソノ心ヲ得テ
意ヲ詞ニ顯シ、詞ヲ數ニ作テ夫婦ノ
志ヲ等ス、天地ハ陰陽二神ノ靈抔也、
此ニ神一歳ニ十二度ノ會アリ
會ハ晦日也、卅一字ノ數是ナリ

二重

陰陽神詠教之大事

阿那宇礼志余陪屋宇摩之

雄登古^{又ハ}仁安居奴

此詞ノ數十八、陰陽ノ二首ヲ合テ

三十六也、此ヲ卅六ノ數ヲ以テ五ヲ

五日ニ取テ殘ヲ卅一ト作也、男ト女トノ

詞ハ天地也、陰陽也、出入ノ息也、故ニ

字ノ大事是也

右能思惠深憶陪

為和

(花押)

藤澤ノ

廿五代陪相傳之

④

八雲神詠大事(端裏書)

超大極秘之大事

八雲神詠四妙大事

初字妙者三十一字ノ數ハ一月

三十日極テ又一日ト變ス、天道ノ

循環无窮ノ數ヲ以テノ故也、

濱ノ沙ハカソヘ尽トモ、此風躰窮ナ

カルヘキト云ナルヘシ

二句妙ハ一首ノ中分テ爲五句、是則

五行五大五音五色五味五臟五輪

五經五常五戒五智五佛等ヲ主

トル方法、此五句ヲ出事ナシ

三意妙、一篇ノ意巧妙ニシテ、天地ヲ

動シ鬼神ヲ令感、男女ノ志ヲ通和

スル事、皆是意妙ノ至極也

四始終妙者、此風躰神代ヨリ始テ

末世ニ至マテ大盛ナル故ニ始終ト云也

右能思惠深憶倍

為和

(花押)

藤澤ノ

廿五代江相傳之

⑤

二字口傳事(端裏書)

二字口傳事

此集題号、續万葉トカウス、其後、今古
 其以後号古今、此二字ヲ名トスル事、常
 ニハ万葉以後、古今以前ノ歌ヲアツムル
 ヲ古ト云、古今ノ時ノ人々ノ歌ヲ集ル
 ヲ今ト云ト云ヘリ、是ハ一往ノ義也、今古
 今ト名ツクルニフカキ心アリ、古ト云ニ三種
 六義古文ヨリヲコリテ、詩歌ノ徳トナレリ、
 古ノ字ニヲイテ、六ノ品アリ、字躰字徳ノ无始
 ナルユヘニ古ト云、上ハホトリナケレハ、上古ヲサ
 シテ古ト云、心性ノ无始ナルニヨリテ作り出ス
 歌ナレハ古ト云、卅一字ハ神代ノ卅一神ノ
 躰ナルユヘニ古ト云、フルキ道ヲアラハスユヘニ
 古ト云、ソノシナヲ天神ニツカサトレハ古ト云、今
 ト云ハ此道末代ニスクルマテツキスシテ、代ヲ
 聖主ノ政道ノシルヘタルヘキユヘニ今ト云ヘリ、
 今ノ字ニ三種ノ品アリ、マノアタリノ事ヲ集ル
 ヲ今ト云、末代ヲカヌレハ今ト云、當帝今上
 ニヲホセタテマツリテ今ト云、此字ヲハマノア
 タリトモ、イマトモ、ソノトキトモ、キタルトモ
 ヨメリ、皆マチカキ心也、サレハ此口万ノ徳ノア
 ツムル集ナルユヘニ古今ト云也、

右二字口傳不可有露顯、家相

傳只今相傳申者也、可秘々々、穴賢之

為和

(花押)

遊

御同宿中

⑥

万葉

二字口伝(端裏書)

万葉集ハ有様于テ被名付也、万ノ

字ハイハフトヨム、葉ノ字ハアフクトヨム也、

仍イハイアフクト号也、万葉二字ノ大

事是也、可秘々々

為和

(花押)

藤澤ノ

廿五代へ相傳之

⑦

自性論口傳(端裏書)

自性論口傳

人丸ハ赤人カ、ミニタ、ン事カタク、赤

人ハ人丸カシモニタ、ン事カタクト云コト

イカン、答、人丸ト云ハ天武天皇ノ御時、石見國トタノコホリ、山サト、云所ニ語ノ家命ト云モノ、カキノウチニ廿歳ハカリニテケンシテアリシヲ、イヘナニ人ソト、ヘハ、コタヘテ云ク、ワレヲヤモナシ、キタル所モナシ、ノウモナシ、只歌ノミノヨクヨムト云ケレハ、此事ヲ國司秦冬道ニ申ケレハ、國司、天武天皇ニマウシケレハ、ヤカテメサレテ御シトクニメサレテ、正四位上ニナレリ、文武天皇ノ御時、キサキ、内大臣勝ノ八尾女ヲヲカシテ、上総國ヤマノヘノコホリニナカサレケリ、聖武天皇ノ御時、万葉集ヲセシケル時、和歌ノ判者ナシ、イカ、スヘキトオホセラル、トキ、右大臣橋諸兄申ケルハ、文武天皇ノ御時、柿本人丸ト云人、和哥ノ長者ナリシカ、后ヲ、カシタテマツリテ、上総國ニナカサレテアリ、コレヲメシカヘシテ、歌ノ判者トスヘシト申ケリ、シカルヘシトテメシノホセケリ、大納言乙丸ノマウサク、東ノオクニナカサレタルモノ再昇殿セス、サレハ人丸カ昇殿アシ」

カリナント申ケリ、諸兄ノ云ク、大唐ノ白居易ハ、モトハ黄淑易ト云ケリ、アヤマチアリテ、潯陽ノ江ニナカサレテアリケルヲ、後ニメシカヘシテ、御門ノ師ニシタマイケルニ、カノ尋陽ニナカサレタル人フタ、ヒ昇殿ヲユルサレヌヘニ、公卿センキシテ、黄ノ姓ヲ白トカヘ、淑易ヲ居易トカヘテ昇殿ヲユルサレケリ、サレハ此人ヲモ、カクノコトクスヘシトテ、柿本ノ姓ヲカヘテ、ナカサレテアリシトコロノナヲツケテ、山辺ト云、人丸ヲカヘテ赤人ト云リ、サレハ人丸ハモトノナ、赤人ハ後ノナ、リ、灌頂ノ大事也、堅人ニ可禁、穴賢之」

為和

(花押)

御同宿中

⑧

三 神詠大事(端裏書)

三重

十八字妙支配之大事

无心之心
六根 眼根 耳、鼻、舌、身、意、

有心之心
六境 色境 声、香、味、觸、法、
感有心之心
六識 眼識 耳、鼻、舌、身、意、

此三ヲ合テ三六十八ト成ス

右能思恵 深憶陪

為和

(花押)

藤澤ノ

廿五代江相傳之

⑨

四名口傳(端裏書)

四名口傳

四名ノ事、人丸ニ四人アリ、一人ヲハ

忍海ノ人丸ト云フ、此ハ哥モヨマス、

平野明神ニ大般若自筆ニ書

タル人也、一人ハ田口ノ人丸ト云、此モ哥

ヨマス、元正天皇ノトキノ人也、ハシ

メテ風俗ウタイハシメタル人也、一人ハ

玉手ノ人丸、此ハモロコシニワタリテ

アマトフヤカリノツカイノタヨリアラハ

ナラノミヤコニコトツテヤラン、トヨミテ

拾遺ニイル人也、一人ハ柿本人丸

ナリ、今ノ歌ノヒシリト云此也、能々秘

事トスヘシ、穴賢之

又、古今、万葉ニハ實ノ人丸ノ歌也、但

後撰ニハ高砂ノ雲ト云歌、春霞雪テ

ト云歌、戀ワヒヌシナハヤト云歌、三嶋

江ノ歌 廿四首實ノ人丸ノ歌也ト云、

為和

(花押)

御同宿中

⑩

金札口傳(端裏書)

金札口傳

イサコ、ニ我ヨハヘナンスカハラヤ

フシミノ里ノアレマクモオシ

此歌ノ事、古今ノ中ノ大事也、

ツ子ニハ北野天神ノ御歌ト云、其

義ニアラス、桓武天皇、彼スカハラ

フシミノ里ニ宮ヲ作りテスミ給シ

ホトニ、夜ノ人來リテスミケレハ、

御門アヤシミテ、何人ソト問給ケレハ、

金ノフタヲナケ出セリ、其札ニ云ク、

天満大自在天神トアリケレハ、

御門此トコロヲサリテ出給ヘリ、此

天満自在天神ト云ハ北野ニハ
アラス、天照大神第三皇子ナリ、
イマハ金札宮ト云コレ也、其後イサ
コ、ニ我ヨハヘナンノ歌ハ人ノ夢ニ見
タリト云ヘリ

為和

(花押)

遊
御同宿中

⑪

八雲神詠大事(端裏書)

八雲神詠事

下照姫ハ素盞鳴尊ヨリ五十万年後事也、
雖然、天地ト次第センタメニ先、下照姫ヲ云後ニ素
盞鳴ヲ古今序ニ云リ、此哥四妙アリ、一ニハ字妙、
二ニハ句妙、三ニ意妙、四ニハ始終妙也、一ニハ字妙ト
云ハ卅一字ナルヲ云、卅一字ハ一月ノ數卅日ニ極テ
又一日ト変スル其數也、老陽ハ九、老陰ハ六、合テ
十五也、少陽ハ七、少陰ハ八、合テ十五也、陰陽ノ二ノ
數卅、一月ノ數也、是天道ノ循環无窮ノ數也、
瀆ノ沙ハ尽トモ此風脉ハ窮ナカルヘシ、是ヲ字妙
ト云也、卅一字ヲ口ニ誦(重ね書き)スレハ吟味モヨク成スル也、
卅二字マテハ口中ニ吟味カ成スルカ、卅三字ニ

ナレハ吟カ成セサル也、卅二字マテハ吟味ノ成ス
ルハ前月ノ數ヲ受ルニヨテ也、朔日二日ハ前月
今月ノカハリメナキカ、初三ノ夕始テ月出ル時、
今月初メ皓ニアラハレタリ、卅二日迄ハ前月ニ
等キトツ、故ニ和歌モ卅二字マテハ口内ニ熟讀セラ
ル、也、初三ノ晚ヨリ今月別ニナル故ニ和歌モ
又卅三字ニナレハ吟セラレサル也、二ニ句妙ト云ハ
一首ノ中ヲ分テ五句トス、是則五行、五大、五音、
五色、五味、五臟、五輪、五蘊、五常、五戒、五智、五佛、
等ヲ主ル万法此五句ヲ出コトナシ、三ニ意妙ト云ハ
一篇ノ意巧妙ニシテ、天地ヲ動シ、鬼神ヲ感セシメ、
男女ノ志ノ通和スルコト意妙ノ至極也、四ニ始終
妙ト云ハ神代ノ和歌ハ字數モ定ラス、辞ノ花
モサカセス、思フコトヲ其マ、云ルカ、此歌ハサモナク
シテ文字ノ數モ神代ヨリ始テ末代ニ至マテ此風
体トナツテ、(墨減、右補)始モ終モ此脉ヲ用テ改メサル故、
始終妙ト云也、ヤクモクツ夜句茂多菟トハ八雲起也、
大蛇ノ居ル処ノ上ニ常ニ八色ノ雲タテリ、故ニ八雲起
ト云、イッモト伊弉毛トハ出雲也、八雲ノ起シヨリ其地ヲ
出雲トハ号スル也、ヤハカキ夜霸餓岐トハ八重墻也、八重
入レチカヘク墻ヲシテ要害ヲスルヲ云、ツヤコ崑磨語味
尔トハ妻籠也、墻ヲ重々ニシテ其内、(イ)稲田姫ヲ娶テ

妻トシテ此宮ニ居ヲ云、夜霸餓岐都俱盧トハ

八重ノ墻ヲ造也、贈廼夜霸餓岐廻トハ其ハ

重墻也、同コトヲ反覆シテ云リ、是古風ノ躰也、神詠

ノ心ハ宮ヲ建テ用心キヒシクシテ其内ニ稲田姫ト

契テスミ給フヨシ也、男女夫婦ヲ妻ト云、衣ノスソ

ヲツマト云ハ陰陽ノ會カ衣裳ノ上ニ見タリ、衣ノ

上カヘハ陽ニシテ左ヘメクル、下カエハ陰ニシテ右ヘメクル、

衣ノ相合スル処ハ陰陽ノ會スル処也、妻戸ト云モ左

右ノ戸ヲ合スル故也、八ノ字一首ノ内ニ四字アリ、

八重墻ト云字三所アリ、是重々ニシテ次第ニ心カ

深クナル也、是ヲカヘシ辞ト云モノ也、世俗ニ返々ト

云イ尙々ト云ハ四重カヘシト云者也、尙ト云モ返ト

云モ事ノアル上ニ強テ云辞ナレハ二重也、其上ニ

タ、ミテ尙々返モト云ヘハ四重也

口傳候、返詞午次相傳申候、穴賢々、可

被秘不可為聊余

為和

(花押)

御同宿中

⑫

合身口傳(端裏書)

合身口傳

君モ人モミヲアハスト云事、キミトハ

聖武天皇、人ト云ハ人丸也、實ヲア

ハスト云ツ子ノ義也、歌ノマコトヲアハス

ト云心也、サレトモマコトヲカクサンカタメニ云

也、住吉ノ神頭風傳云ク、聖武天

皇ト云ハ住吉大明神化身也、世ノ

マツリコトヲセントテケンシテ聖武トナレリ、

又歌ノ道ハ日本國ノミノリナルカユヘニ、

此道ヲヒロメンカタメニ大明神ケンシテ

人丸トナレリ、サレハ本地ハ住吉ノ化身、

聖武、人丸ノ二身ヲケンスル故ニ同身

ナル故ニ身ヲ合ストハ云也、此事ハ當家

大事、余家ニシラサルトコロ也、仍家ノ

秘事トスル也、穴賢之

為和

(花押)

御同宿中

⑬

三鳥傳(端裏書)

古今三鳥大事

一モ、千鳥 他家ニハ種々ノ説アリ、

鶯トイヘトモ、家ノ口傳ニハ春来

テ百千ノ鳥啼さへつる也、此内ニ
鶯モもるゝ事なかるへし

一よふこ鳥 或ハ猿、或ハ貞鳥、

或ハはこ鳥などいへり、家之説

ツ、鳥ノ事と云々、可秘く

一いなおほせ鳥 或ハ馬トモ、或藪

ナト、種々ノ説あり、家之相傳ニハ

セキレイト云鳥なり、いなおほせ

鳥ノ名ハ、いさなき、いさなみノ二神

ノ時名之といへり、三鳥之儀別而

秘也、外見御云勿れ、ひすへし

為和

(花押)

藤澤

廿五代江授遣之

⑭

三箇大事(端裏書)

古今三ヶ大事

一ヲカ玉ノ木

家ノ説マチく也、更以不知正

義、或哥ニ云ク、

王柏ヲカタマノ木ノカ、ミ葉ニ

神ノヒモロキソナへツルカナ

柏ノ葉ノ丸ケレハ鏡葉トイへリト

云々、用此儀、

家ノ傳云、帝御即位ノ時ミカサ

山ノ松ノ枝ヲトリテ、長三寸、マハリ五

一ヲカ玉ノ木ト申ハカタノ、ミカリニ鳥ヲ

寸ニケツリ、御守ヲ山ニ奉書テ以朱

付テ奉ル、トシハト云木コレ也、

カケサセマイラセテ、御即位過テ後、

尚以秘スヘシ、右ハ小書ニコレヲノス、

彼御守ヲ種々タカラ物ニソヘテ、サテ

三ノ内イツレモ其證ナキニ非ス、

帝ノ生氣ノ方ノ土ニ埋之也、此木

コレヲオモヘ、次第くニ奥ヲ本、ス、

ヲハ御賀玉ノ木ト云候、一子也トモ非其

器不可傳之者也

一メトニケツリ花

メト、ハ妻戸ノコト也、色々ノ花ヲケツリ、

ツマトニカサリサス事也、一曰、著ト

云草ノ事也、コレハ靈草也、ソレニ

ケツリ花ヲサス也、此外説不可用也

一川ナ草

是ニ種々ノ説アリ、或ハヒシト云

草、或ハ川ミトリ、或ハタテ、又ハ

ヲモタカ、イツレヲモ當流ニ不用之、

河骨ト云草也、秘事トイへトモ、

アヒカマヘテ不可有他言、口ツカラ此
三ヶ大事ヲハ申テ、書ヲハユルシ
侍子トモ、依御懇望如此、穴賢

為和

(花押)

御同宿中

⑮

四 神詠大事(端裏書)

四重

十八意妙支配之大事

神詠

(マ、根カ) 六義
六服

- 阿那 — 眼 — 風
- 字礼志 — 耳 — 賦
- 余陪屋 — 鼻 — 比
- 宇摩志 — 舌 — 興
- 雄登古今仁 — 牙 — 雅
- 安居奴 — 意 — 頌

右能思慮深憶陪

抑此切紙共者神國口決、唯受

一人大事也、神道極秘等也、雖為

門弟无相傳処、依懇望奉授与

藤澤
廿五代上人者也

權大納言為和

(花押)

⑯

日域記(端裏書)

日域記

序ニあめつちひらけはしまり
ける時よりいてきにけりと云事也、

古今和調集口傳血脉

天地開闢ヨリ已来、元祖神代合セテ

十二代之内、天神七代

第一常立尊 治天九十七万三千
四百二十六年

第二狹槌尊 八十三万七千七百
九十二年

第三豐斟淳尊 治天八十三万五千七百
十三年

已上三代、純男有無言無形、或云空中

有物如質葦牙之、或号國底立尊クニソコタテ

第四遝煮尊陽神 沙土煮尊陰神

第五大戸之道尊陽神 大苦辺尊陰神

第六面足尊陽神 惶根尊陰神

第七伊弉諾尊陽神

伊弉冉尊陰神

第七此伊弉諾、伊弉冉之尊有始アリシテ婚合ミトノマクハイ

之事也、天浮橋之上而、一女三男產

生之、則日神、月神、蛭兒、素盞雄尊

是也、

地神五代

第一天照皇太神 治位六十万百十年
或号大日靈尊

第二天忍穗耳尊 治位六十九万八千
五百四十二年

第三火瓊杵尊 治位三十一万八千五百四
十三年

第四彦火瓊杵尊 治位六千三百八十八
八十二年

第五鸕鷀草葺不合尊 治位八十三万六千
四十二年

此五代之内、上二代天上御在坐、後三代

此國降下御在坐、佛者第五代鸕鷀

草葺不合尊治天之末代當三百

年出世云々、地神第三代天津彦

火瓊杵尊母后者、携幡千々

姫也、高皇彦靈尊女也、第四代

彦火瓊杵尊之母、木華開耶

姫也、第五代彦波瀲武鸕鷀草

葺不合尊之母豊玉姫者、海童

第二女也、

人代百皇甫 ハシ、

第一神武天皇 誕生庚午歲、即位
者御年五十二才、辛

西周惠王十七年相當、鸕鷀草

不合尊第四御子、母者玉依姫也、

此神大女、号日本磐余彦御座

カシハ、 橿原宮、后二人、皇子四人、治位七十

六年、御年百二十七歳、然已来有

皇百代之末至皇道增益、偏

和哥之威徳也、代々帝数次第

讓皇記略之、

和哥鎮守神惣日本國大小諸

神祇三千七百餘社也、

別而崇敬婦依

住吉大明神 是地神五代鸕鷀草

葺不合尊之御事也、

仁王四十三代天王文武帝天安元年

住吉行幸、同五十六代文徳天王住

吉行幸時、業平朝臣供奉、玉壇

跪奉詠哥

われみても久しくなりぬすみよしの

きしの姫松

時明神、赤衣童子現して、御返哥、

むつましと君ハしらすやみつかきの、とあそ

はされて、三卷の秘書を業平賜也、

所謂、玉傳、九章、阿古根、此三卷

子細等別書ニアリ、此三卷、業平

有告、貞観十三年五月、勅使太

神宮奉納之、其後、醍醐天皇

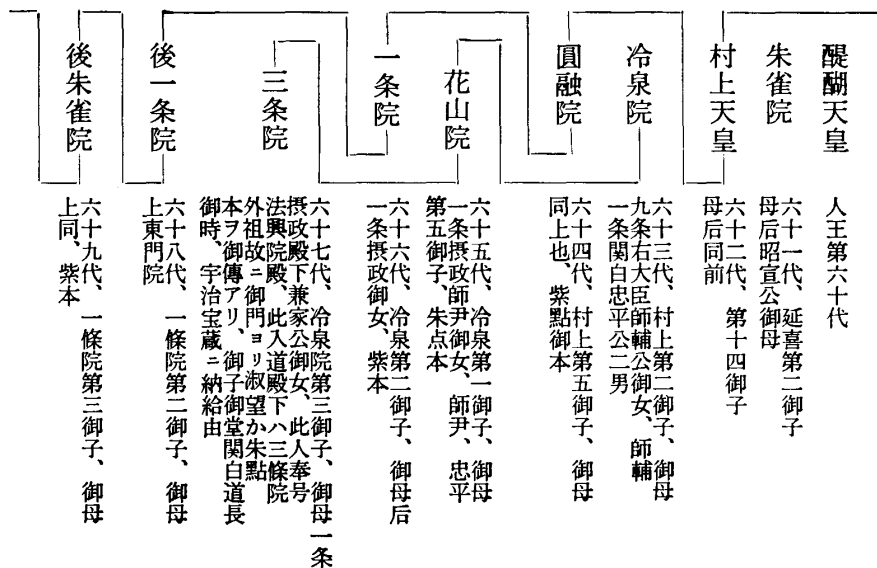
御宇、延喜三年八月、中納言兼隆卿
為勅使、大神宮ヨリ申出給時、

古今集勅宣之事依太神宮

御告、紀貫之此三卷賜云々

古今和哥集三ヶ口傳血脉図

紀貫之



後冷泉院 七十代、後朱雀院第二御子、御母
(一行墨滅) 御堂乙女、同本

後三條院 七十一代、後朱雀院第二御子、
同母、陽明門院御本同之

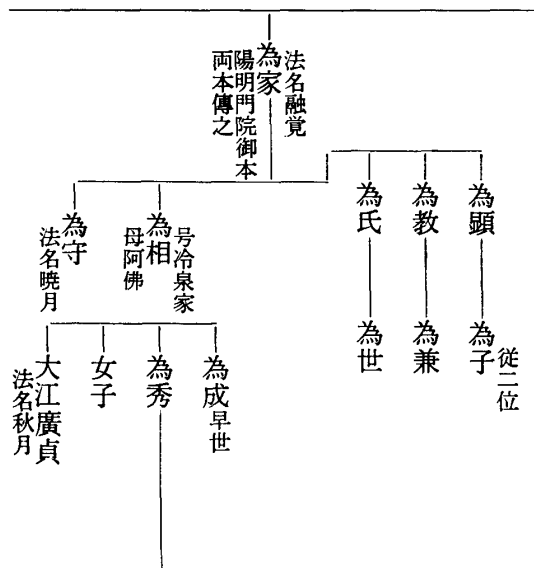
陽明門院 基俊

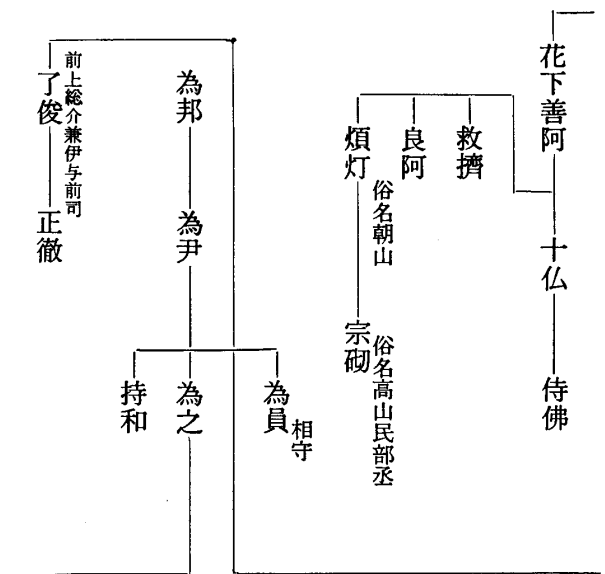
源經信 帥大納言 俊賴 木工頭 俊惠 僧
經信息 俊賴息 俊惠息

定長 中務大輔 息女 家隆妻、離別 家隆

隆祐

俊成 成家 言家 基兼 定家





八雲神詠大事

同

二同

三同

四同

千般經口傳

自性論

四名口傳

万葉二字

古今二字

合身口傳

三公傳

金札口傳

三鳥

三ヶ

外

古今三ヶ口傳

古今口傳

日域記 血脉有之

文臺寸法

為和證文

①⑧

古今口傳之目錄 (端裏書)

古今和詞集乾口傳之目錄

等條と略記之

一於口傳輩、三種器量可撰之

事、三善三惡之機是也、

三善有、^{者イ}第一貴人高位、第二

道之達者、第三志真實、但

貴人達道ナリ共、或ハ高慢、或ハ

未練、鈍根、愚迷之輩不可授

之、又志薄者輕道癡退之基也、

不可授之、是第一惡也、第二下

賤卑劣ノ者、第三名聞利養、

此三品忝千金萬玉施与

スル共、努々不授之、若此旨

不守之者師弟共亦可蒙

冥罰者也、

一可有用意之次第

第一先神道灌頂可窮淵

座之事并兩部諸尊印明

可有傳受之事

一第二傳授已前、三千首和歌

奉讀吟之、住吉、玉津嶋并

三十番神、人丸等先達可

奉手向之事 為奉道眞加
可至信心者也、

一傳受灌頂道場、本尊住吉并

玉津嶋并和歌三十番神

人丸影可奉請之

一供物者、名香、灯燭、百味珍膳、

五菓、五色随分可奉辨備之

一施財者、金、録、(ママ、銀カ) 瑠璃、珠玉、錦、

綾、絹布、車馬、米錢、奴婢男

童僕等可随力也

一置物、香炉、香合、硯、文臺、新

翰墨、針、小刀、壇紙、雜紙、其外

田物可依時者也

一授者、先一七日夜、每日浴水、散花、

燒香、礼拝、定座淨三業呪 廿一反宛

唵修利々々、摩訶修利、修々利

咒

心經并當途王經一千卷、漸々讀

千手大悲呪 毎日七反、并十願文

如意輪呪 毎日一千反

慈救呪 同

荼枳拈呪 毎日一千三百五十反

五字文殊呪 一七口五十万反

觀音夢授經 三十三反宛

治國利民經 毎日七反宛

四要品偈 每朝七反宛

自我偈 每朝七反宛

此外尊法

地藏 名号 毎日一万反宛并呪

虚空藏 名号 三十五反并呪

若朗々々詠 毎日七反

右傳授者僧俗共仁精進潔

齋、如法正理、着新淨衣、三業

共相應而不雜全念、撰良辰

之三ケル傳、七ケ切紙可奉頭

戴之、但記請文已後可傳授云々

若於白地輕勿期者、兩神之

冥慮可頂可恐

⑬

古今三ケ口傳(端裏書)

古今和詞集三箇口傳

先御即位四要品之大事

帝道者理世撫民之鳴徹賞

心樂事之龜鑑者也

治國安民之所全有仏法因茲

御授禪者此四要文奉授

方便品智拳印 東方頭領

十方佛土中唯一乘法

此二句仏徳無上、人王無上、(對カ)相討意

安樂行品無所不至印 南方頭領

觀一切法 空如實相

此二句得實相大智可持國所表

壽量品塔印 西方頭領

佛語實不虛、如醫善方便

此二句論言如汗出、二度不返所表

普門品引導印 北方頭領

慈眼視衆生福聚海無量

此二句是上從万乘下至万民可垂

慈悲所表

又太神官秘印有之、 帝十指合

掌傳受之紙十指者、開結二經

合十卷、左手之十四節者亦門十四品也、

右手十四節者本門十四品也、秘印之

躰未敷蓮花、我等心中之八分内

團是當躰法華經也、

重秘之印明有口傳云々

中央頭領 我此土安穩天人常充滿

天照大神御正躰者此秘文也、可信受云々

是呪國王御身護法也、

此二句得實相大智可持國所表

三字秘密是也

和謠所隱士明融

㉒

冷泉(端裏書、朱細字)

從今日為哥道門弟子、於

無等閑者

住吉玉津嶋大明神照覽

不可有如在候也、如件

天文十六年卯月日 為和

(花押)

一蓮寺金

師阿

(包紙)

古今口傳切紙

一通 冷泉(朱)

いせ物語切紙五ヶ

一枚 冷泉(朱)

十八鉢

一通

㉓

伊勢物語口傳切紙

五枚 冷泉(朱)(端裏書)

伊勢物語口傳

春日野ノ若紫ノスリコロモ

此一部、煩惱即菩提、生死即涅槃ト書タリ、

サアルニヨリ此哥ヲ第一ニヲケリ、先恋ノ哥ヲ出シ、

ソレニトリテ四アリ、紫ハ女ノ事、古来タトヘタリ、冬

ノ黒色、土用ノ黄色、春ノ青色、相合テ紫ニ

ナル、依之草ノ萌出シ色皆紫也、其姿三角也、

則火印也、△煩惱生長ノ初一念ノ火ヨリ起

ナリ、武藏ト云ヘキヲ春日野ト云ハ南陽火徳

ノ心ナルヘシ

草ノ上ニヲキタリケル露

闇夜ニ露見ユヘキニ非ス、是ハ夫婦交會ノ

一滴ノシタ、リ天地トサンワカル、是陰陽ノ始

ナリ、又草ト云字深秘口傳ナルヘシ

月ヤアラヌ

月ヤアラヌ月、春ヤアラヌ春ト歎キタル也、

猶此哥ニ相承アリ、傳ニ云、蓮華三昧經云、

婦命本覺心從身 當住妙法心蓮臺

本来具足三身徳 三十七字住心城

普門塵教諸三昧 遠離因果法然具

无边得汝本圓滿 還我頂礼心諾佛

御神ケケヤウ

右ケケヤウハ現形也、御神カタチヲアラハン給ト

云心也、サラハケンキヤウトヨムヘキヲ、カクイヘルハ

如何トナレハ、秘スルニヨリテ也、問曰、目ニ見エヌ鬼神

トコソイヘルニ形ヲアラハス事不審、答云、三十

一字ノ和哥則神ノ形也、尤可秘々々

右近馬場ノヒヲリノ日ノ事

右マ弓ノ手結ニト子リトモマサシク褐ヲヒキオ

リテ着シタルヲ、ヒオリトイハン、タカハスト云々、

口傳云、賀茂明神ハ天照太神一躰ニテ、皇城ヲ

守護シ給フ御神也、然レハ神ヲ禁中ヘムカヘ

奉テ神事アリ、其時、天子高御座ヲ一階

ヲリサセ給コト也、サアルニヨリテ、ヒヲリトハ云也、

可秘々々

褐ヲヒキオルナラハ、オノ字ハシノヲアタラス、是

ニテ可校合者也、

右切紙ノ外ノ口傳也

㊦

十八躰 (端裏紙)

十八躰

存直躰 松躰
竹躰

毛詩、思無邪 三字

古今にからの哥といふも、先毛詩の事也、

八雲御抄にも至極の御をしへに、哥ハすくによめとなり、

住吉大明神御説、

猶口傳

我無異特無事為奇特

定家卿みもすそ川の哥合に西行法師哥をほめ

られたるにも、事もなくよろしと三所にかゝれ侍る

にて此道の心えあるへしと頼阿法師もかけり

住吉の松こそ道のしるへなれ

宗祇法師に御夢想口傳

宗長に宗祇、此存至躰^(たゞ)に有心、幽玄の二躰をく

はへて可相守ほかあるへからす候、餘の躰ハ自然の

事也、すへきにあらす

南無住吉大明神

芳純、先年上洛の時、駿州宗長庵に一月

滞留、年来知己の上、猶いいかんのよし懇望、

然に、庭訓とてハ是よりほか侍らすとて雑

談、懇志芳恩之至、謝所をしらす候、

右此一巻難去尋求候間、書進候、他見如何云々、

天文十四年卯月十六日 芳純在判

佐野匠作進之候

又右此一巻、芳純に懇望之儀也、隼人佐二

物語候所に所望上、任其儀者也、自然懇望

之方為相傳、心當に則刻に書写候畢

天文十八年十二月四日 唯禪判

猶久申承来候上依所望進候

(花押)

右、元禄丁丑十年五月廿日書写畢

藤沢山什、住之内有之

宣阿

(花押)

㊦

古今口傳切紙之事 冷泉(朱) (端裏書)

古今口傳切紙之事

一あまの浮橋の下にて女神お神となり給へり、是

口傳也、いさなきいさなみの御事也、哥有、

一すさのをのみことの、八雲立の哥そ、秘事也

一今ハふしの山も烟たゝすなり、口傳、当流にハ不立

と用、二条家ニハ不断と用、

一なからのはしもつくるなり、口傳也、當流にハ造

用、二条家にハ尽と用也、是兩家のわかれ如此、

一ならのみかとゝハ聖武天皇也、そはに文武

天皇とあり、當流にハ人丸、是秘する故也、

一人丸、赤人、口傳也、是ハ等分の人と云説なり、

當流にハ人丸猶上となりと用、

一いにしへをあふきていまを恋さらめかもと口傳、

こゝに古今の心あり、

一年の内に春ハきにけり一年を――

此内に古今の心あり、

一 百千鳥 かすくの鳥也、

一 よふことり かつこうといふ鳥也、かく相傳しても、

なに鳥ともしらす、俊成も定家も如此、

一 いなおほせとり せきれい也、三鳥の口傳如此、

一 第一卷め 是を古今灌頂の巻と云々、

一 をかたまの木 春日山ノ木也、

一 めとにけつり花させり 筈はず、著イキ

一 かはなくさ 是古今三ヶ口傳

一 いさこゝにわか世はへなん菅原や伏見の里のあれまくもおし

古今撰する時、ある人来りて、我哥古今に不入間、我哥

を入たまへといひける也、哥ハとゝひけれハ此哥を金札

にかきてわたす時、名をとひけれハ、われハ天照太神の

まこ也といひて、かきけすやうにうせにけり、此哥をは

金札の切紙といふ也、秘すへしく

右之外

一 神詠傳 四重有、四通也、又一通有 一合身口傳

一 三公傳 一千般經傳 一二字口傳 万葉

一 二字口傳 古今 一四名傳 一自性論 一金札口傳

右拾三通 一三鳥傳 一三ヶ傳 合十五通

為和

資料II 古今和歌集藤沢相伝

(底本 国文学研究資料館蔵初雁文庫本(二二・二〇〇))

[1]

古今和歌集乾口傳之目錄條々略記之

一於口傳輩三種器量可撰之、三善三惡之機其也、三善者第一貴人高位、

第二道之達者、第三志真人、達道ナリトモ或高慢、或未練純根愚迷

之輩不可授之、又志薄者輕道廢退之基也、不可授之、千金万玉施与ユ

ルトモ努々不授之、若此旨不旨不守之者、師弟共尔可蒙冥罰者也、

一可有留意之次第

第一先ツ神道灌頂可窮洩底之事并兩部諸尊印明可有傳受之事

一第二傳授已前三千首和歌奉讀吟之、住吉玉津嶋并(一四ウ)三十番神、人丸等

先達可奉手向之事奉ニ為道冥加可至信心者也、

一傳受灌頂造場(道)、本尊住吉并玉津嶋并和哥三十番神、人丸影可奉請之

一供物者、名香、灯燭、百味珍膳、五菓五色、随分可奉辨備之、

一施財者、金、銀、瑠璃、珠玉、綿、綾、絹布、車、馬、米、錢、奴婢婢

男童僕等可随力也、

一置物、香炉、香合、硯、文臺、新翰墨、針、小刀、壇紙、雜紙、其外

由物可依時者也、

一授者、先一七日夜每日浴水、散花、燒香、礼拜、定座三業呪(一五オ)反宛、

唵修利々、摩訶修利(唵修利摩羅婆) 心經并當途王經一千卷漸々讀

千手大悲呪 每日七反并十願文

如意輪呪 毎日一千反

慈救呪 毎日一千反

茶枳呪テキキ 毎日一千三百五十反

五字文殊呪 一七日五十万反

觀音夢授經 三十三反宛

治國利民經 毎日七反宛

定要品偈 每朝七反宛(一五ウ)

自我偈 每朝七反宛

此外尊法

地藏 名号毎日一万反宛并呪

虚空蔵 名号三十五反并呪

若朗々詠 毎日七反

右傳授者僧俗共仁精進潔齋、如法正理着新淨衣、三業共相應而不雜余

念、撰良辰之、三ケ口傳七ケ切紙可奉頭戴之、但記請文後可傳授々々、

若於白地輕勿期者、兩神之冥慮可慎可恐

右切紙深可禁外覽者也、(一六オ)

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

付属称念寺其阿

[2]

古今和歌集口傳血脉

天地開闢已来元祖神代合十二代之内、天神七代、

第一國常立尊 治天九十七万三千四百二十六年

第二國狹槌尊 八十三万七千七百九十二年

第三豐斟淳尊 治九十三万五千七百十三年

已上三代純男有無言無形或云、

空中仁有物如質^{〔善〕}菩干牙之、或号國底立尊

第四滌煮尊陽神 沙土煮神陰神^{〔一六ウ〕}

第五大戸之道尊陽神 大苦邊尊陰神^{〔一六ウ〕}

第六面足尊陽神 惶根尊陰神

第七伊弉諾尊陽神 伊弉冉尊陰神

第七伊弉諾伊弉冉之尊有始婚合之事、立天浮橋之上而一女三男產生之、

則日神、月神、蛭見、素盞雄尊是也、

地神五代

第一天照太神^{〔大〕} 治位六十万百廿年
或号^{〔大〕}大日靈尊^{〔大〕}

第二天忍穗耳尊 治位六十九万八千五百四十二年

第三火瓊杵尊 治位三十万八千五百四十二年

第四彥火々出見尊 治位六千三百八十九十二年^{〔一七オ〕}

第五鷓鴣萱葺不合尊 治位八十三万六千四十二年

此五代之内、上二代ハ天上ニ御在坐後三代此國ニ降下御在坐^{〔大〕}弘者、第五

代鷓鴣萱葺不合尊治天之末ノ代當三百年出世云云、地神第三代天津彦

々火瓊杵尊母后拷幡千々姫也、高皇產靈尊也、第四代ノ彥火々出見尊

之木花開耶姫也、第五代彥波瀲武鷓鴣萱葺不合尊之母豐玉姫者海童第二

ノ女也、

人代百皇甫

第一神武天皇 誕生庚午歲、即位者御年五十二才 鷓鴣萱葺不合尊第四ノ御子、
辛酉惠王十七年ニ相嘗^{〔一七ウ〕}

母者玉依姫也、海神大女号^{〔一七ウ〕}日本磐余彥御坐檀原宮、后二人、皇子四人、

治位七十六年、御年百二十七歲、然已來百皇百代之末ニ至リ皇道增益、

偏和歌之威德也、代々帝数次第讓皇記略之、

和歌鎮守神惣日本國大小諸神祇三千七百餘社也、

別而崇敬婦依

住吉大明神 是地神五代、鷓鴣萱葺不合尊之御事也、

人王四十三代天皇文武帝天安元年住吉行幸、同五十六代文德天皇住吉行

幸時、業平朝臣供奉、玉壇ニ跪テ奉詠哥^{〔一八オ〕}

我みても久しくなりぬ住吉のきしの姫松幾世へぬらん

時、明神赤衣童子ニ現して御返哥、

むつまじと君はしらすや水かきのと

あそはされて三卷の秘書を業平に賜也、所謂玉傳、九章、阿古根、此三

卷ノ子細等別書ニアリ、此三卷業平ニ有告、貞觀十三年五月、勅使太神^{〔大〕}

宮奉納之、其後醍醐天皇御宇延喜三年八月、中納言兼隆卿為勅使、太神^{〔大〕}

宮ヨリ出給時ニ古今集勅使之事、依太神宮御告、紀貫之此三卷賜云云、

古今和歌集三ヶ口傳血脉圖

紀貫之

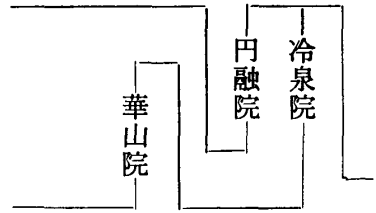
(朱線以下同じ)

人皇六十代

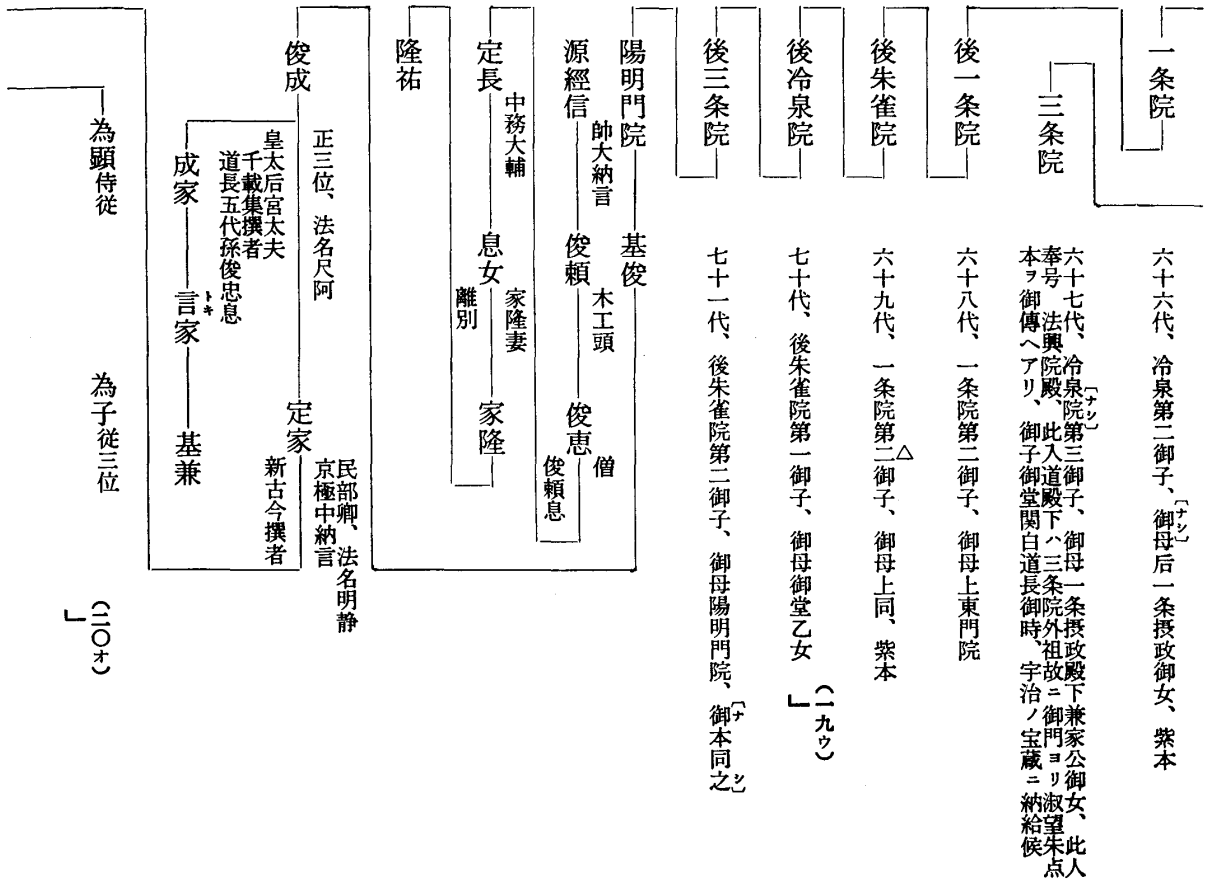
醍醐天皇 六十一代、延喜第二御子、母后昭宣公御女

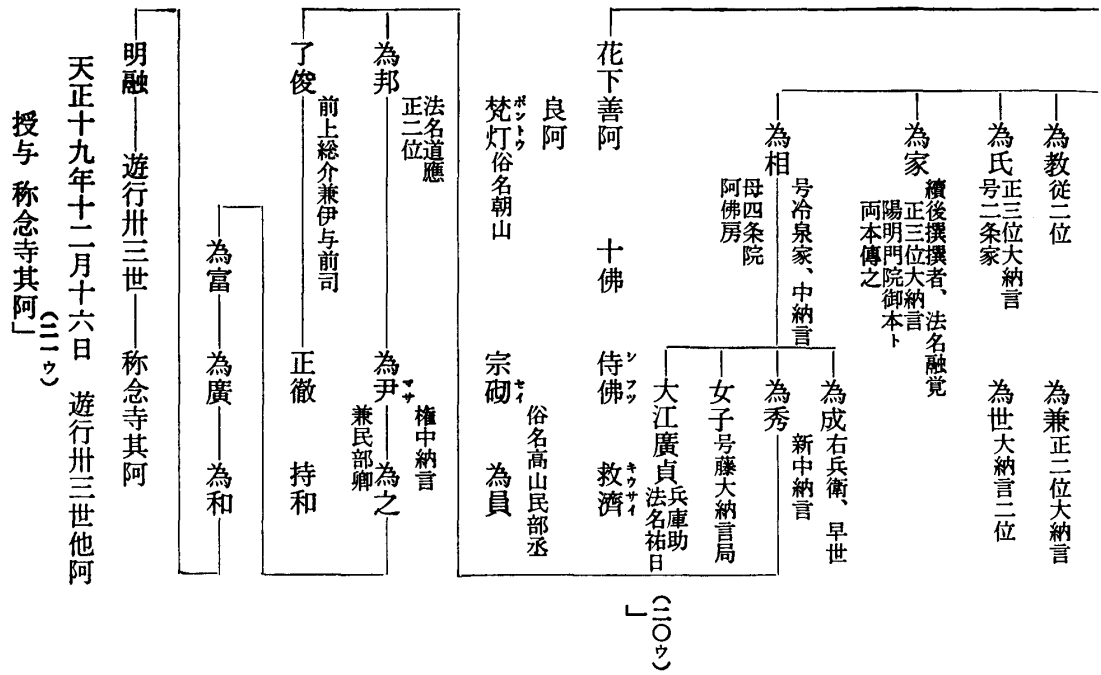
朱雀院 六十二代、同第十四御子、母后同前也

村上天皇



〔一九〇〕





[3]

万葉二字口傳

万葉集ハ有様テ被名付也、万ノ字ハイハフトヨム、葉ノ字ハアフクトヨム也、仍イハヒアフクト号也、万葉ノ大事是也、可秘云云

右切紙不可有口外者也

遊行卅三世他阿

授与 称念寺其阿

[4]

古今二字相傳

天神七代

第一國常立尊 陽神

第二國狹槌尊 陽神

第三豐斟淳尊 陽神

第四壠土糞尊 陽神 沙土糞尊 陰神

第五大戸之道尊 陽神 大苦間邊尊 陰神

第六面足尊 陽神 惶根尊 陰神

第七伊弉諾尊 男神 伊弉冉尊 陰神

地神五代

第一天照太神

第二正哉吾勝々速日天忍穗耳尊

第三天津彦々火瓊々杵尊

第四彦火々出見尊

第五彦波瀲武鸕鷀菴尊不合尊」^(三三オ)

人王

第一神武天皇ヨリ五十九代宇多天皇マテヲ古ト指シ、當御代延喜御門ヲ今ト指也、延喜ヨリ古ト指テ^(後世の)當今ヲ今ト指シ奉ルヘキ也、如此勘ヘ移リテ天地日月有シ程ハ此哥道絶事アルヘカラスト云心テ古今ト号セリ、此故ニ和序ノ終リニ大虚ノ月ヲ見ルカ如ニ古ヲ仰キテ今ヲコヒサラメカ^(ナシ)モト書ル則古今ノ字ヲ名付タル詞也矣、京極黄門云、凡此部ノ哥ハ与月俱懸テ与鬼神争貞、非几慮所及、

私ニ曰、是ハ文選表ノ卷ノ文也、

右之秘傳深」^(三三ウ)

右之切紙不可有口外者也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

相傳称念寺其阿

[5]

二字口傳事

此集題号、續万葉ト号ス、其後今古、其已後号古今、此二字ヲ名トスル事常ニハ万葉已後古今以前ノ哥ヲアツムルヲ古ト云、古今ノ時ノ人々ノ歌ヲ集ルヲ今ト云リ、是ハ一往義也、今古今ト名ツクルニ深キ心アリ、古ト云ニ三種六義、古文ヨリヲコリテ諸哥ノ徳トナレリ、古ノ字ニヲイテ六ノ品アリ、字体字徳ノ無始ナルユヘニ古ト云、上ハホトリナケレハ上古ヲ指テ」^(三三オ)古ト云、心ノ性ノ無始ナルニヨリテ作り出ス歌ナレハ古ト云、卅一字ハ神代ノ卅一神ノ躰ナルユヘニ古ト云、古キ道ヲアラハス故

ニ古ト云、其品ヲ天神ニツカサトレハ古ト云、今ト云ハ此道末代ニ至ルマテツキスシテ代々ノ聖主ノ政道ノシルヘタル故ニ今ト云リ、今ノ字ニ三種ノ品アリ、マノアタリノ事ヲ集ルヲ今ト云、末代ヲカヌレハ今ト云、當代今上ニヲホセ奉リテ今ト云、此字ヲハ、マノアタリ共、イマタ共、ソノ時共、キタル共ヨメリ、皆マチカキ心也、サレハ此等ノ徳ヲアツムル集ナルカ故ニ古今ト云也、

右二字口傳不可有露、家相傳只今傳申者也、可秘々、
右切紙寄頭可被停止也」^(三三ウ)

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

傳授称念寺其阿

[6]

三鳥大事

モ、チトリサヘツル春ハモノコトニアラタマレトモ我ソフリユク此鳥ウクヒスト云説アレトモ只百千鳥也、多ノ鳥ノ事也、鶯ニアラサル證哥ニ云、

我ヤトノエノミモリハムモ、チトリチトリハナケト君^(モ)ハヲトセス

此哥ニテ知リヌ、秋ノ諸鳥ノ榎ノ実モリハム事^(ナシ)ヲヨメリ、春ノ一陽サリテ諸鳥ノサエツルヲヨメリ、

次ニ喚子鳥」^(二四オ)

ヲチコチノタツキモシラヌ山中ニオホツカナクモヨブコ鳥カナ
此鳥種々ノ鳥ヲ名ツケ侍レトモ當家ニ都々鳥ヲ云ナリ、鶏ノ子ヲヨブ時ハト、トト、云侍レハ、此鳥春ノ比山中ナトニ来テツ、^{五音}ツ、ト鳴侍ル声

ト、ト、ト云ニ似タレハ、都々鳥ノ声ニヨリテヨフコ鳥ト名付タル也、
遠近トハアナタコナタト云心也、〔ナシ〕則遠近ト書リ、タツキトハ便ナク、〔春の〕山
深キ所イツクモワカス霞渡レルニ子ヲヨフ声ノキユルハ何物ヤラン覺
ツカナクモ侍ル物カナトヨメル哥ノ心也、猿丸大夫ノ哥也、〔本〕

次稻負鳥

我カトニイナオホセ鳥ノナクナヘニケサフク風ニカリハキニケリ

私考〔ナシ〕云、夫木集卷十二秋三、百首中、

秋の田のいなおほせ鳥のこかれはも

このはもよほす露やをくらん 家隆〔この三行、貼紙にあり〕

此鳥、家隆はイナオホセ鳥ノコガレ羽モト云テ此鳥ヲ鶴ト心得タル歟、
大ニ不用事也、伊弉諾尊、伊弉冉尊ニムカヒテ嫁セントノ玉ヒシ時ニイ
ナトノ玉ヒシヲ逆鱗アリシカハ、折節此鳥来リシヲ今ノイナト云侍シカ
ハ、カノ鳥カ申侍リトコタヘ給ヘハ逆鱗ナリテ嫁シ給也、サテ此鳥ノ
尾頭ヲクナキ侍ヲ見給テ嫁ノ姿ヲ始玉ヘハ、トツキ〔ナシ〕テシヘ鳥トモ云、此
義ニ依テ此哥ノ心ハ陰陽合躰ノ姿ヲヨメリ、我門ニト云ルハ女人ノ陰門
也、カリハキニケリトハ男ノ玉幢ナリト云傳也、是ハ他流ノ説也、カ様
ニ心得テ何カ面白カラシヤ、〔ナシ〕トツキヲシヘ鳥ノ事ハサモ有ヌヘシ、我門
ニカリハ来ニケリヲ男女ノ玉幢玉門ノ事〔二五オ〕ハ當家不用之、此哥ノ心ハ秋
田カル時分何トナク彼鳥来テカリ田ノイナク〔ナシ〕キニアソフ折節、空トフ鴈
ノ音ツレ渡ル景感ニタヘテ淋キ風体ヲヨメル哥也、以之可為正也、

此相傳極秘也、不可書余之義者可偏神慮者也

右切紙者傳受砌請之畢、道之奧義候条深可被禁外覽者也、

天正十九年十二月十六日 遊行卅世他阿
授与 称念寺其阿

〔7〕

古今三ヶ大事之内

一メトニケツリ花ノ事〔二五ウ〕

メト、ハ妻戸ノ事也、色々ノ花ヲケツリマトカサリサス事也、一日、
著ト云草ノ事也、是ハ靈草也、ソレニケツリ花ヲサス也、此外説不可
用之、

一川な草ノ事

是ニ種々説アリ、或ハヒシト云草、或川みとり、或たて、又ハヲモタ
カ、何れヲモ當家ニ不用之、河骨ト云草也、秘事トイヘトモ、ケ様ニ
書あらはしぬれハ安キ様ニ候、あひかまへて不可有他言候也、口つか
ら此三ヶ大事ヲハ申て書をハゆるし候はね共、〔參〕はるく承候まゝ如此
也、

〔以下ノ奥書ナシ〕
天正十九年雪月十六日 遊行卅三世他阿〔二六オ〕

授与 称念寺其阿

〔8〕

〔コノ標目ナシ〕
古今集三ヶ大事

〔二〕
おかたまの木の事

家々説まちくも、更以不知正義、或哥にいはいく、
玉柏をかたまの木のかみ葉に神のひもろきそなへつるかな
柏ノ葉ノ丸ケレハ鏡葉トイヘリ云云、用此義、

家々傳云、帝御即位ノ時みかさの山の松の枝を取て、長三尺六寸マハリ五寸ニケツリ御守ヲ土奉書テ以来かけさせまいらせて御即位過て後、彼御守を種々たから物にそへて帝の生氣之方ノ土ニ埋之也、此木を御賀^{〔二六ウ〕}玉ノ木ト云云、一子なり共非其器者不可傳之者也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

授与称念寺其阿

右切紙小書也、中ニアリ

一ヲカ玉ノ木トハカタ、ノミカリニ鳥ヲ付テ奉ルトシハト云木是也、尙^{〔當〕}

以ひすへし、右之小書ニコレヲノス、三ノ内いつれも其證なきに非ス、

コレヲおもへ、次々ニ奥ヲ本トス

〔9〕

自性論口傳

人丸ハ赤人カかみニタ、シ事カタク、赤人ハ人丸カシモニタ、シ事カタクト云フ、イカン 答、人丸ト云ハ天武天皇ノ御時、石見国トタノコホリ山サト、云所ニ語ノ家命ト云者ノ^{〔二七オ〕}カキノウチニ廿歳ハカリニテゲンシテアリシヲ、イエナナニ人ソトトヘバ、コタヘテ云ク、我親モナシ来ル所モナシ、ノウモナシ、只歌ノミヲヨクヨムト云ケレハ、此事ヲ國司秦冬道ニ申ケレハ、國司天武天皇ニ申ケレハ、ヤカ召レテ御シトクニ召^{〔ナシ〕}サレテ正四位上トナレリ、文武天皇ノ御時キサキ内大臣勝八尾女ヲヲカシテ上総國山ノヘノコホリニ流サレケリ、聖武天皇ノ御時、万葉集ヲセシケル時、和歌ノ判者ナシ、イカ、スヘキト仰ラル、時、右大臣諸兄申ケルハ、文武天皇ノ御時柿本人丸ト云人、和哥ノ長者ナリシカ后ヲ

カシ奉リテ上総國ニ流サレテアリ、是ヲ召カヘシテ歌ノ判者トスヘシト申^{〔二七ウ〕}ケリ、然ヘシトテ召ノホセリ、大納言乙丸ノマウサク、東ノ奥ニ流サレタルモノ再昇殿セズ、サレハ人丸カ昇殿アシカリナント申ケリ、諸兄ノ云ク、大唐ノ白居易ハモトハ黄淑易ト云ケリ、アヤマチ有て尋陽江ニ流サレテ有ケルヲ、後ニ召カヘシテ御門ノ師ニシタマヒケルニ、カノ尋陽ニ流サレタル人フタ、ヒ昇殿ヲユルサレヌ故ニ、公卿センキシテ黄^{〔姓〕}ノ性ヲ白トカヘ淑易ヲ居易トカヘテ昇殿ヲユルサレケル、サレハ此人ヲモカクノ如クスヘシトテ、柿本ノ姓ヲカヘテ流サレテ有シ所ノ名ヲツケテ山邊ト云、人丸ヲカヘテ赤人ト云リ、サレハ人丸ハモトノ名、赤人ハ後ノ名也、灌頂ノ大事也、堅ク人ニ可^{〔二八オ〕}禁、穴賢^{〔賢〕}

右切紙書家別而所秘候、雖然不殘相傳候、色々外深可被停止也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

授与称念寺其阿

〔10〕

合身口傳

君モ人モ身ヲアハスト云事、君トハ聖武天皇、人トハ人丸ナリ、実ヲアハスト云ハツ子ノ義也、歌ノマコトヲアハスト云心也、サレトモ実ヲカクサンカタメニ云也、住吉ノ神頭風傳云ク、聖武天皇ト云ハ住吉大明神化身也、世ノマツリコトヲセントテケンシテ聖武トナレリ、^{〔二八ウ〕}又哥ノ道ハ日本國ノミノリナル故ニ、此道ヲヒロメンタメニ大明神ケンシテ人丸トナレリ、サレハ本地ハ住吉ノ化身、聖武、人丸ノ二身ヲケンズル故ニ同身ナル故ニ身ヲアハストハ云也、此事ハ當家大事、余家ニシラサル所

也、仍家ノ秘事トスル也、穴賢

右切紙別而秘密候、必外見不可有之者也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

授与 称念寺其阿

〔11〕

神詠大事

四重

十八意妙支配之大事〔二九オ〕

神詠

六根

六義

・阿那——眼——風

・字礼志——耳——賦

・余陪屋——鼻——比

・字摩志——舌——興

・雄登姑仁——身——雅

・安居奴——意——頌

右能思恵ヨクフモヘ 深憶陪フカクフモヘ

抑此切紙共者神國口決唯受一人大事也、神道極秘等也、雖為門弟無相傳
処、依懇望奉授与藤澤廿五代上人者也〔二九ウ〕

右切紙道之奥義候也、努々不可有他見候也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

付与 称念寺其阿

〔12〕

八雲神詠事

下照姫は素盞鳴尊ヨリ五十万年後ノ事也、雖然天地ト次第センタメニ先
下照姫ヲ云、後ニ素盞鳴ヲ古今序ニ云リ、此哥四妙アリ、一ニハ字妙、
二ニハ句妙、三ニハ意妙、四ニハ始終妙也、一ニハ字妙ト云ハ卅一字ナ
ルヲ云、卅一字ハ一月ノ数卅日ニ極テ又一日ト反スル其数也、老陽ハ九
老陰ハ六、合テ十五也、少陽ハ七ツ少陰ハ八、合テ十五也、陰陽ノ二ノ
数卅ハ一月ノ数也、是天道ノ循環〔三〇オ〕無窮ノ数也、濱ノ沙ハ尽トモ此風体
ハ窮ナカルヘシ、是ヲ字妙ト云也、卅一字ヲロニ誦スレハ吟味モヨク成
スル也、卅二字マテハ口中ニ吟味カ成スルガ卅三字ニナレハ吟カ成セサ
ル也、卅二字マテ吟味ノ成スルハ前月ノ数ヲ受ルニヨリテ也、朔日二日
ハ前月今月ノカハリメナキカ、初三ノ夕始テ月出ル時、今月初ノ慥ニ
アラハレタリ、卅二日マテハ前月ニ等故ニ、和哥モ卅二字マテハ口内ニ
熟讀ジュクドクセラル、也、初三ノ晚ヨリ今月別ニナル故ニ和歌モ又卅三字ニナレ
ハ吟セラレサル也、二ニ句妙ト云ハ一首ノ中ヲ分テ五句トス、是則五行、
五大、五音、五色、五味、五臟、五輪、五蘊、五常、五戒、五智、五仏等
ヲ生ル、万法此五句ヲ出事ナシ、三ニ意妙ト〔三〇ウ〕云ハ一篇ノ意巧妙ニシテ
天地ヲ動シ鬼神ヲ感セシメ男女ノ志ヲ通和スルコト敷意妙ノ至極也、四ニ始
終妙ト云ハ神代ノ和哥ハ字ノ数モ定マラス辞ノ花モサカセス、思フ事ヲ
其マ、云ルカ、此和哥ハサモナクシテ文字ノ数モ神代ヨリ初テ末代ニ至
ルマテ此風躰トナツテ始モ終モ此風躰ヲ用テ改メサル故ニ始終妙ト云也、
夜句茂多菟トハ八雲起也、大地ノ居ル処ノ上ニ常ニ八色ノ雲タテル故ニ
八雲起ト云、伊弉毛トハ出雲也、八雲ノ起シヨリ其地ヲ出雲トハ号スル

也、夜霸餓岐トハ八雲墻也、八重ニ入テチカヘク墻ヲシテ要害ヲスルヲ云、菟磨語昧トハ妻籠也、墻ヲ重ニシテ其内ニ稲田姫ヲ娶ニ妻トシテ^(三三〇)此宮ニ居ヲ云、夜霸餓岐都俱盧トハ八重垣ヲ造ナリ、贈廻夜霸餓岐廻トハ其八重垣也、同事ヲ反覆シテ云リ、是古風ノ体也、神詠ノ心ハ宮ヲ建用心キヒシクシテ其内ニ稲田姫ト契テスミ給フヨシ也、男女夫婦ヲ妻ト云、衣ノスソヲツマト云ハ陰陽ノ會ガ衣裳ノ上ニミヘタリ、衣ノ上カヘハ陽ニシテ左ヘメクル^(三三〇)、下カヘハ陰ニシテ右ヘメクル^(三三〇)、衣ノ相合スルト陰陽ノ會スル処也、妻戸ト云モ左右ノ戸ヲ合スル故也、八ノ字一首ノ内ニ四字アリ、八重垣ト云字三所^(三三〇)ニアリ、是重ニシテ次第ニ心カ深クナル也、是ヲカヘシ辞ト云物也、世俗ニ返ミト云、尚ミト云ハ四重カヘシト云モノ也、尙ト云モ事ノアル上ニ強テ云辞ナレハ二重也、其上^(三三〇)ニタ、ミテ尚ミ返ミト云ヘハ四重也

口傳候、返詞乍次相傳申候、穴賢^(ナシ)、可被秘^(不可得示)

右切紙冷泉家別而秘書也、雖然無殘処相傳候、外見必ミ可被停止也

天正十九年雪月十六日 遊行卅三世他阿

付与 称念寺其阿

[13]

三人ノ翁哥傳

私ニ云、三^(人)ヲみたりとよむ

古今ニこの三の哥ハ昔有ける

みたりのおきなよめると

なん、依之常ニみたりおきなト云

(貼紙。底本前項本文末尾にあり。今、移す。)

住吉

カツフレハトマラスモノヲトシトイヒテ今歳ハイタクオ井ソシニケル

人丸^(三三〇)

ヲシテルヤ難波ノミツニヤクシホノカラクモワレハ老ニケルカナ

業平

老ラクノコントシリセハ門サンテナシトコタヘテアハサラマシラ

口傳ノ外如別記而被授之間、不令遊供者也、神秘不可口外也

右切紙不可外見者也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿^(ナ)

付与 称念寺其阿^(ナ)

[14]

金札口傳

イサコ、ニ我世ハヘナンスカハラヤフシミノ里ノアレマクモヲシ

此哥ノ事、古今ノ中ノ大事也^(三三〇)

ツ子ニ北野天神ノ御哥ト云、其義ニアラズ、桓武天皇彼スカハラフシミ

ノ里ニ宮ヲ作リテスミ給シホトニ夜人來リテスミケレハ、御門アヤシミ

テ何人ソト問給ケレハ、金ノ札ヲナケ出セリ、其札ニ云ク、天満大自在

天神ト有ケレハ、御門^(ナシ)コノ所ヲサリ出給ヘリ、天満大自在天神ト云ハ北

野ニハアラス、天照太神第三ノ皇子也、今ハ金札ノ宮ト云是也、其後、

イサコ、ニ我世ハヘナン、ノ哥ハ人ノ夢ニ見ヘタリト云リ

右切紙傳受時請取也、必不可有外見候也

天正十九年雪月十六日 遊行卅三世他阿^(ナ)

授与^{〔ナシ〕} 称念寺其阿^{〔三三六〕}

〔15〕

三才傳

アモナルヤ

天ニアルトナリ

ヲトタナハタノ

稻持ノ神事也

ウナカセル

イナモチノ神ノアメワカミコノ死シ玉ヘルヲ天上ヘツケ

玉フコト也

玉ノミスマルノ

玉ハ丸ナル物ナレハ也

アナタマハヤシ

玉ノ光ハヤシト也、是ハアチスキタカヒコ子ノ身ノ光ナ

リ

谷フタワタラス

谷ソコマテ光ノワタルヲ云也

アチスキタカヒコ子

是ハ則アチスキタカヒコ子ノ名也

味矩高彦根ト書

右切紙不可有口外者也^{〔三三ウ〕}

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

付与^{〔ナシ〕} 称念寺其阿

〔16〕

古今和哥集三箇口傳

先御即位四要品之大事

帝道者理世撫民之鳴徹、賞心楽事之龜鑑者也、治國安民之所全有佛法、

因茲御授禪者此四要文、奉授方便品知奉印、^{〔奉〕} 東方頭領十方佛土中唯有一

乘法、此二句^{〔無〕} 仏徳上人王無上相對意、安楽行品無所不至印、南方頭領觀

一切法空如實相、此二句得実相大智可持國所表、壽量品塔印、西方頭領

佛語実不虚如醫善方便、此二句^{〔三四ナ〕} 言如汗出而二度不返所表、普門品引

導印、北方頭領慈眼視衆生福聚海無量、此二句是上從万乘下至万民可乘

慈悲所表、又太神宮秘印有之、帝十指合掌傳受之^{〔時〕} 鉢十指者開結二經合十

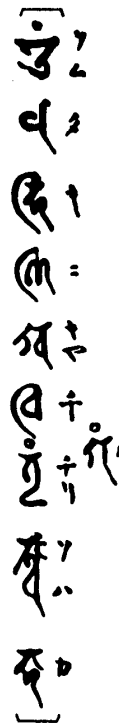
卷、左手之十四節者迹門十四品也、右手十四節者本門十四品也、秘印之

鉢未數蓮花我等心中之八分肉團是當鉢法花經也、言秘之印明有口傳云云、

中央頭領我此土安穩、天人常充滿、天照太神御正鉢者此秘文也、可信

受云云、

(一行空白)

〔〕

是呪國王御身護法也^{〔三四ウ〕}

釈迦持國福德

大日除災難

多宝開榮花徳也
三字秘密是也

右切紙必可被禁外覽者也

天正十九年十二月十六日 遊行卅三世他阿

授与^{〔ナシ〕} 称念寺其阿

(四行分空白)^{〔三五オ〕}

二万三千四十歳

無始無終 易云万物数万有一千

五百二十陰陽合二万三千

第四陽同陰神二神八億万歳

第一陽神万千億万歳

無始無終

第二陽神八百億万歳

第三陽神八百億万歳



「(三三六)

「(三三三)

云高天原

云大八十嶋

天云天浮橋修正次第也^{「ナシ」}地云青海原

云梵天

云淡路嶋

五佛出世

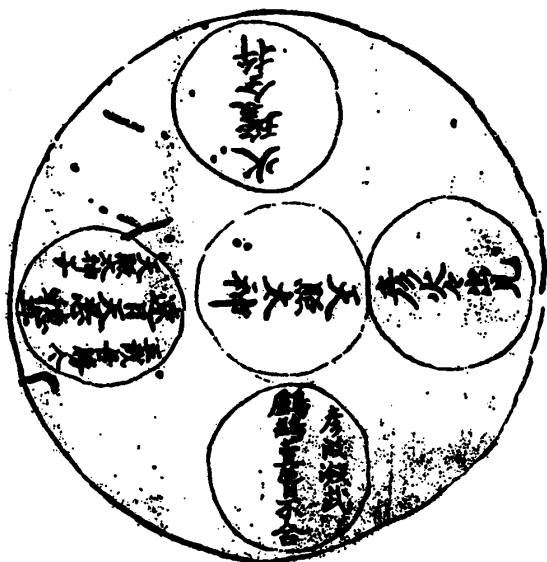
自過去毘婆尸佛至拘那含佛^{「因ナシ」}第六陽陰二神八億万歳此神晚年

陰二神八億万歳

云梵天

云淡路嶋

云高天原 云大八十嶋 天云天浮橋横平等不二遊人也^{「人」}地云青海原



「(三三七)

「(三三二)

二百餘歲
和光同慶、以降經二百三十四万二千
至最香曆天竺尺迦大師云化日神
治世晚年、伏義生
第五治世六十三万六千四十二年、此神
此神至治世中間震旦盤古王生
第四治世六十三万七千八百九十二年
初降于下界
第三治世三十一万八千五百三十三、此神
廿五云、二十五万則地之滿數也
第二治世二十五万歲無始無終、易云地數
天數三十五、三十万則天之滿數也
第一天照大神、治天三十万歲無始無終、易云

[17]

神詠大事

初重

逸妙ヲ二字ノ大事者云、八雲ノ神詠第五句ノ頭也、ソノトハ陰陽二神ノ
天ノ浮橋ノ下ニテ詠ル^{〔ナシ〕}ソノ心ヲ得^{〔の〕}テ意ヲ詞ニ顯シ詞ヲ數ニ作^{〔れ〕}テ夫婦ノ志
ヲ等ス、天地ハ陰陽二神ノ靈躰也、此二神一歳ニ十二度ノ會アリ、會ハ
晦日也、卅一字ノ數是也、

二重

陰陽神詠數之大事

阿那字礼志余陪屋宇摩之雄登古女^{〔女古〕}ハ仁安居奴、此詞ノ數十八、陰陽ノ二

首ヲ合テ三十六也、此卅六ノ數ヲ以五句ニ取テ^{〔三八オ〕}「残ヲ卅一ト作也、男ト
女トノ詞ハ天地ノ陰陽也、出入ノ息也、故字ノ大事是也、

右能思慮深憶略

右之切紙相傳砌請取之、為道奧儀者也、深可被禁外覽候哉^{〔ナシ〕}

天正十九年極月十六日 遊行卅三世他阿

授与 称念寺其阿

[18]

長哥短歌口傳

此集ニ短哥ト云テ奥ニ長哥ト云リ、其躰一也、此哥ニ終ニ卅一字ノ哥ヲ
ソヘテ反哥ト云リ、但よのつねの贈答ノ義ニアラス、返ト^{〔三八ウ〕}替レリ、前
ノ短哥ハ残セル事ヲ重テ云ル心也、万葉ニハ卅一字ヲ反哥ト云リ、當集
ニハ雜躰ノ卷ニ短哥ト云テ、まさしき所ニハ貫之カ古哥ヲ奉ケルニ副奉
リケルヲ書テ、躬恒、忠岑所見同シ、崇徳院ニ百首哥人ニめし^{〔ナシ〕}時、を
のく述懐ノ哥ハ皆短哥ニ讀テ奉レト仰ラレシカハ、短哥ト云テ長歌ヲ
奉リニキ、万葉ニハスヘテ卅一字ノ歌ヲハ短哥、反哥ト書テ、イカニモ
長トハ書侍ラヌ也、タトヘハ柿本人丸作哥二首トモ三首トモ書タルハ皆
卅一字ノ哥ニテ、長讀ツ、ケタル哥ヲ宗トノ物ニテ、長哥トモカ、ス、
まして短哥トモカ、ス、只作哥一首トモ二首トモ云ルハ皆長哥ニテ侍ル
也、卅一字ノ哥ヲ長ト云ルハ一処モナキ也、詮声ノ長哥ニヨリテ^{〔三九オ〕}「卅一
字ノ哥ハ韻ノ中、長云ツ、ク、多字ニ讀ツ、ケタレトモ、短キニヨリテ
カリソメニ云タル名言也、本義ニハ同ク多字ニ讀ツ、ケタルトモヲ長哥
トモ短哥トモ云也、此義ヲシラセントテ古今ニ両様ニ書頭セル也、讀様

ノ事、四句ハ只ノ哥ノ如クニテ末ノ七字ニハツルヲ五文字ニテ讀テ、以
 後ハ心ニまかせて七字ヲイクラモ作ル也、終ハ又也、首尾ハ一首ノ哥
 ニテ中ニ五七ノ句切ノ哥ノ様ニハよませぬ也、只文字ノ数ノ事也、尺シ
 テ云、万葉ニハ長ク云ツ、ケル詮躰ヲサシテ長哥ト立リ、古今ニハ一豎
 ニマカセテ短哥ト云、卅一字ノ哥ハ二韻也、十七字初三句、後二句韻、
 カヤウニ卅一字ハ一首カ二韻也、古今ニ短哥ト指タルハ、十二字ハ一
 韻ナレハ候韻ヨリテ短哥ト云名付タル、あふ事の稀なるいろに一韻、思
 ひそめわが身ハ常に一韻、如此あふことのと云より我身ハ常にと云まで
 一首ノ心にて二韻也、卅一字よりハ韻の短によりて也、次ニ云、哥ト書
 タルヲハ只声ニよむ也、假名にかへし哥ト侍ルトテ反哥かへし哥トハ不
 讀也、心ハ同シ物ナレトモ文字ニ向テノ時ハカヤウニヨムヘント云リ、
 當家ノ庭訓也、

右道者〔之〕為奥義、可秘々々
 右切紙〔右ノ行ナシ〕不可有口外者也

天正十九年雪月十六日 遊行卅三世他阿〔四〇オ〕
 授与 称念寺其阿

[19] 俳諧相傳

一 俳諧

是ハ史〔記〕、滑稽傳在、滑ハ乱也、稽ハ同也、優旃ハ秦ノ倡〔ウツクツヒ〕ニシテ咲
 言ヲ善ス、就大道ニ合ト、滑稽ハ利口義也、優旃、秦ノ始皇ノ時ノ
 者也、其利口内證、眞実ノ正理也、

二 俳諧 言篇ト同字、心同前、

三 滑稽 優旃、利口以前注是ヲモ俳諧ノ一種ニノセタリ

四 俳諧

毛詩曰、戲謔スルトモ不虐、論語曰、不教殺謂之虐〔四〇ウ〕

五 俳諧

俳隱ト同シ、カクス言ナリ

六 謎字

篇次又ハ文字録等ノ姿ナリ

七 空戲

ワロキタハフレナリ

八 鄙諺

イヤシキコトハサナリ

九 俚言

イヤシキ言ナリ、不俚ト云ルモイヤシキ山カツナトノ躰也、〔四一オ〕

以上九種

古今俳諧、優旃カ利口ノ如ク面ハ利口メキテ内證眞実ノ本理ニ稱フ
 者也矣

此切紙所分別也、可秘

右切紙不可有口外者也

天正十九年雪月十六日 遊行卅三世他阿

付与 称念寺其阿

〔三行分空白〕〔四一ウ〕

右這古今和歌集藤沢相傳者、從遊行卅三代有之、他阿上人称念寺江授
与之趣、則天正十九年ノ冬也、卅三代上人者、元直江、中古ニ杜井ニ
成、杜井三郎左衛門尉藤原吉正二男也、天正十七己丑年八月廿七日、
於越後國北条專称寺、遊行相統、天正十九年者御相續以後三年目也、
宗門者古今傳授之家尤尊崇、而可秘者也、雖然切紙之内遊行廿五代江
從冷泉家相傳之旨有之、此義堪疑、子細者、廿五代已前於宗門古今傳
受之家認人口年久、十九代上人宗祇法師連歌之會有之、又十二代〔上人〕者後
醍醐御孫也、且又祖師上人風雅之道專也、二祖上人專和歌、故大法〔四二オ〕
語十卷之内三卷一代之和哥有之、其中冷泉為兼等之点取数多有之、思
之、本伝之外異書之傳歟、又称念寺者何代之住寺歟

右一卷流伝而羽倉齋稲田宿祿荷田氏信盛〔以下ナシ〕

傳來年久、正徳四月十五日傳之者也、相傳之旨不殘所

〔四行分空白〕
〔四二ウ〕

(補記)

筆者は拝見しえなかつたが、和歌文学会
例会特別展「古今集秘伝書四十選」(和歌文
学会関西例会 一九九〇・一二・二二 大阪女子大学)の目録に掲載されて
いる「三三、古今和歌集三ヶ口伝血脉図写一卷」は、解説によれば
「資料Ⅱ」と重なる資料かと推測される。



同裏

正親町家本「冷泉家切紙」封筒表

高麗ノ八石蔵下新身是神ト
 云名石ノ寺頭多リシヨリミナリノ物
 二住在大明神人元化也世道
 之廣人元化ノ業平ト成テ又道ノ
 廣公似三元一身元故三人箱去下
 是廣ノ義也信心シテ若利生々
 子トゴロミ也

若一子ノ外相付ク候堅禁ム
 漢死只今慮貴余ノ不可有
 他言ノ尤買シ

造
 清家

高和

正親町家本「三公傳」(後半)

古今和歌集卷之九 同部等傳 此花之
 一粒傳奉之程如重一揆之也。五、一揆之也。五、老若才
 老人之傳才二道、達者才二志、三人達道、
 或才使地推過、遂、一、策、之、按、之、又、志、為、老、若、才、
 奉、也、之、按、之、十、金、五、王、施、亦、元、仁、智、之、授、之、若、以、不
 旨、之、才、者、帥、才、其、亦、可、蒙、以、其、對、也、
 一、一、之、月、意、之、次、才、
 第一先神道灌頂一竊測危一事、兵西郎諸事、
 一、首、傳、文、一、事、
 一、之、二、傳、授、之、也、二、十、首、和、歌、若、讀、不、之、任、古、玉、津、池、等、

初雁文庫本「古今和歌集藤沢相伝」冒頭 (14丁裏)
 (「和調灌頂次第秘密抄」に合写)

天正十九年十二月十六日

世行元三世地河

付唐秘合等其河

古今和歌集口傳血脉

天地開闢以來之祖神代今千二代之内天孫七代

第一國常立尊

治天九十七萬二千四百三十六年

第二國狹槌尊

八十二萬七千七百九十二年

第三國豐斟湊尊

治九十二萬五千七百十二年

以上三代化男有世之靈云

空中仁有物如質善千牙之或年國底立尊

策空派煮尊陽神

海土煮尊陰神

初雁文庫本冒頭切紙奥書と「古今和歌集口傳血脉」冒頭（17丁裏）



古今集藤澤傳

河波國文庫

天理國文庫

古今集藤澤傳
 古々不致長蛇以乃々同採善修く男於相國之庫
 一能に傳華之種之惡量可撰之吾之集も撰書也
 二吾夫も貴人之位も之通之達夫も之志真實人
 達通るるも我之優或末傳收根も速之華不可後
 之又惡傳末傳道瘡運之基て不之後之今至下玉故
 五也も之習く不撰く若以昔不存く去傳も其出可
 求実行方也

一可方由表之次也

筆之先の神道儀項可窮倒原之身并而研法等下明
一可方由表之次也

一可方由表之次也

二十番神人の中書之達一子乎命之身

輕道通其一二小位公方

一傳授准頂道瑞亦當性若華玉傳焉并和欲之十表神人也

天理大學附屬天理図書館蔵『古今集藤澤傳』冒頭